

平成 19 年度実績評価書要旨

(平成 18 年度に実施した政策に係る実績評価)

平成 19 年 7 月

総 務 省

【平成19年度実績評価について】

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第10条の規定に基づき、行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価の対象とした政策、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨を作成し、公表しなければならないこととされています。

総務省では、実績評価を行い、以下の報告書を取りまとめました。

「平成19年度実績評価書」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、総務省が平成18年度に実施した主要な政策（26）についての実績評価結果を記載しています。

「平成19年度実績評価書要旨」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、実績評価の取組を国民に分かりやすく説明するため、評価結果の要旨を記載しています。

なお、総務省における政策評価の取組状況は、総務省ホームページで公表していますので、ご参照ください。

（総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html）

目 次

第一部 総務省における政策評価の基本的考え方及び実績評価の実施状況

総務省における政策評価の基本的考え方

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 政策評価の必要性 | 1 |
| 2 | 政策評価の目的 | 1 |
| 3 | 総務省における評価の枠組み | 2 |
| 4 | 政策評価の実施体制と評価結果の政策への反映 | 5 |
| 5 | 国民への説明責任の徹底 | 6 |
| 6 | 外部の意見の聴取 | 7 |
| 7 | 職員の意識改革 | 7 |

平成19年度実績評価の結果

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 評価の流れ | 8 |
| 2 | 目標の数値化等の推進 | 8 |
| 3 | 指標に係る目標値の達成状況とその特徴 | 9 |
| 4 | 取組の方向性に係る記載 | 11 |

| | | |
|--|-----------|----|
| | 今後の課題と方向性 | 12 |
|--|-----------|----|

第二部 平成19年度実績評価書

【行政改革の推進】

| | | |
|-----|---|----|
| 政策1 | 社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等 | 13 |
| 政策2 | 地方行革の推進 | 15 |
| 政策3 | 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び 国民への説明責任の徹底 | 16 |
| 政策4 | 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による 行政制度・運営の改善 | 17 |
| 政策5 | 行政の透明性の向上と信頼性の確保 | 18 |
| 政策6 | 国家公務員の適正な人事管理の推進 | 20 |

【分権型社会への着実な移行】

| | | |
|------|--|----|
| 政策7 | 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等 | 21 |
| 政策8 | 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の 適正な人事管理の推進 | 23 |
| 政策9 | 地方財源の確保及び地方財政健全化 | 24 |
| 政策10 | 分権型社会を担う地方税制度の構築 | 26 |
| 政策11 | 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり | 28 |

【電子政府・電子自治体の推進】

- 政策 1 2 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な
政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・ 2 9

【「u-Japan 政策」の推進】

- 政策 1 3 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供・・・・・・・・・・ 3 1
- 政策 1 4 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用
できる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- 政策 1 5 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の
整備等によるICT利活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 政策 1 6 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した
公平かつ能率的な電波利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 政策 1 7 ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の
研究開発・標準化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- 政策 1 8 グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献・・・・・・・・ 3 8

【郵政事業改革の推進】

- 政策 1 9 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の
安定向上及び国民経済の健全な発展・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 政策 2 0 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の
利便の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 政策 2 1 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の
利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの
多様化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

【国民の安心・安全の確保】

- 政策 2 2 火災・災害等による被害の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 政策 2 3 国民保護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 政策 2 4 救命率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- 政策 2 5 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の
体系的な整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 政策 2 6 受給者の生活を支える恩給行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0

I 総務省における政策評価の基本的考え方

1 政策評価の必要性

わが国の行政においては、ともすれば法制度の検討や予算の確保など政策の**企画・立案** (plan)に力点が置かれてきましたが、これを**効率的で質の高い、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換**するためには、政策を**実施**(do)した結果を的確に**評価**(see)し、社会経済情勢の変化等にあわせて政策を柔軟に見直すことが求められています。

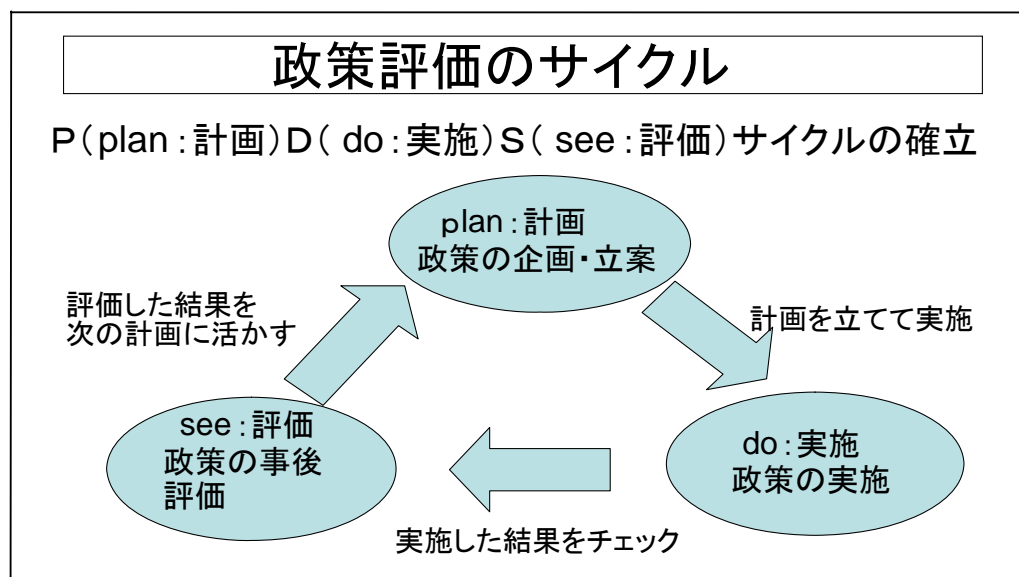
総務省は、行政改革や地方分権、市町村合併、通信・放送、郵政、統計、消防などの幅広い分野において国民に身近な**社会基盤や快適な生活を支える役割**を果たしており、**総務省の政策に対する国民の信頼のさらなる確保を図るため、政策評価の的確な推進が重要**となっています。

2 政策評価の目的

政策評価制度は、

- (1) 政策を企画立案し、実施した結果が、国民生活や社会経済にどのような影響を与えているか、達成目標がどの程度実現していると言えるのかを評価し、評価結果から政策の課題を抽出して次の企画・立案に反映させていく**マネジメント・サイクル**を確立し、**効率的で質の高い行政**を実現すること
 - (2) 「どのように実施したのか」よりも「どのような効果があったのか」という**成果重視の行政へ転換**すること
 - (3) 総務省の政策について**行政の説明責任の徹底**を図り、「なぜこれを行う必要があるのか」などを分かりやすく説明すること
- などを目的としています。

総務省では「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)の施行を機に積極的に政策評価に取り組んでいます。



3 総務省における評価の枠組み

(1) 評価方式

総務省では、政策の特性に応じて、次の3つの方式を活用しています。

ア 実績評価方式

実績評価とは、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価する方式による評価です。

総務省では、評価を早期に省内に定着させるため、主要な政策について**網羅的に、毎年度**、評価を行っています。

イ 事業評価方式

事業評価とは、①個別の事業などを決定する前に、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用等を推計・測定して評価する方式による評価（事前評価）、②一定期間経過した後にその有効性を検証し、今後の見直し等に活用する方式による評価（事後評価）です。

総務省では、事業評価方式の対象となる事業などについて、政策評価法で実施が義務づけられたもののほか、独自の基準を定め、取組を進めています。

(ア) 事前評価

〈政策評価法で規定されている基準〉

○10億円以上の事業費を要する新規の研究開発又は公共事業

〈総務省独自の基準〉

○新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業

○既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題

○新たな規制を伴う政策等

平成19年度の事前評価は、平成20年度概算要求関連の事業を中心に今後実施します。

(イ) 事後評価

〈総務省独自の基準〉

- 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
- 一定期間継続している研究開発制度

平成19年度の事後評価の対象は、以下の7事業です。

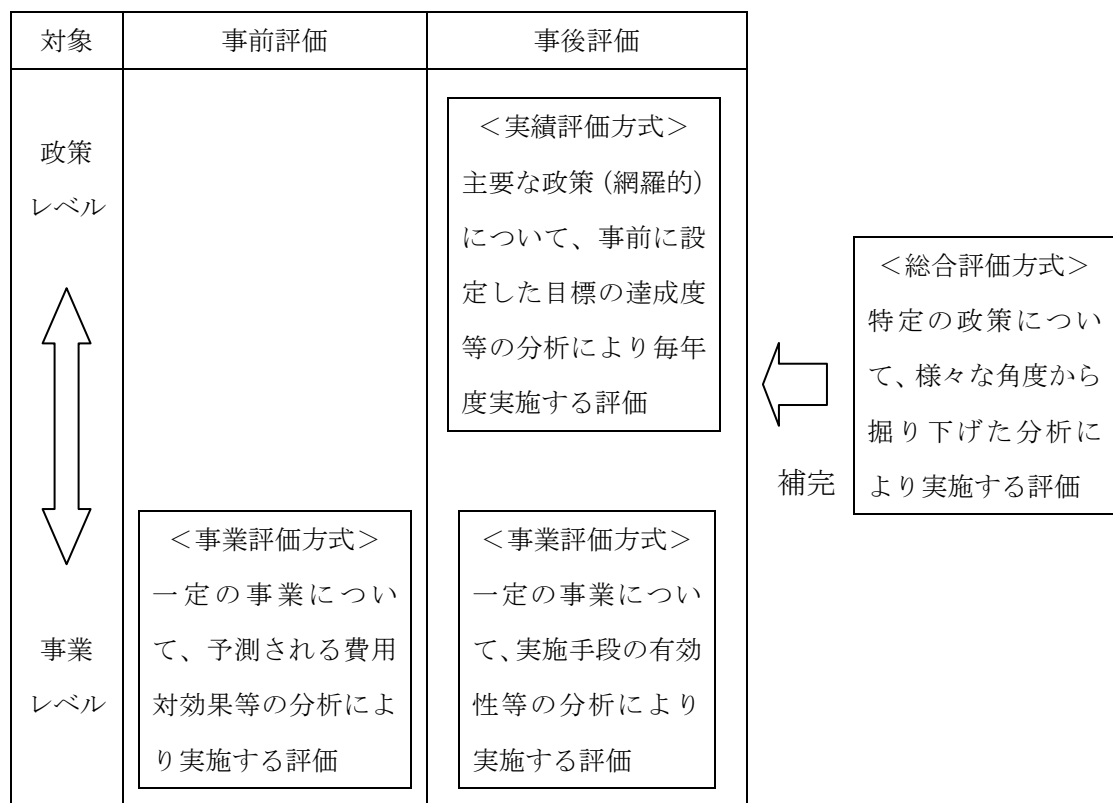
- ・ 総合的なワンストップサービスの整備
- ・ タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発
- ・ 高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発
- ・ 情報通信システム整備促進事業
- ・ インターネットのIPv6への移行の推進
- ・ 電波の安全性に関する調査、評価技術
- ・ 消防防災科学技術研究推進制度

ウ 総合評価方式

総合評価とは、政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式による評価です。

総務省では、平成18年度から19年度にかけて「総務省の政策評価」について評価を行ったところでです（Ⅲ参照）。

総務省の評価方式の位置づけ



【総務省の重点分野】

平成19年度実績評価の評価対象政策

行政改革の推進

- 社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施等
- 地方行革の推進
- 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底
- 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善
- 行政の透明性の向上と信頼性の確保
- 国家公務員の適正な人事管理の推進

分権型社会への 着実な移行

- 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等
- 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進
- 地方財源の確保及び地方財政健全化
- 分権型社会を担う地方税制度の構築
- 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり

電子政府・電子自治体の推進

- 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進

「u-Japan政策」の推進

- 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供
- 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現
- 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の備等によるICT活用の促進
- 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進
- ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献

郵政事業改革の推進

- 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展
- 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上
- 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化

国民の安心安全の確保

- 火災・災害等による被害の軽減
- 国民保護体制の整備
- 救命率の向上
- 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供
- 受給者の生活を支える恩給行政の推進

(2) 評価対象政策の体系

国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価とするためには、**あらかじめ評価対象となる政策の体系を明らかにしておくことが適当です。**

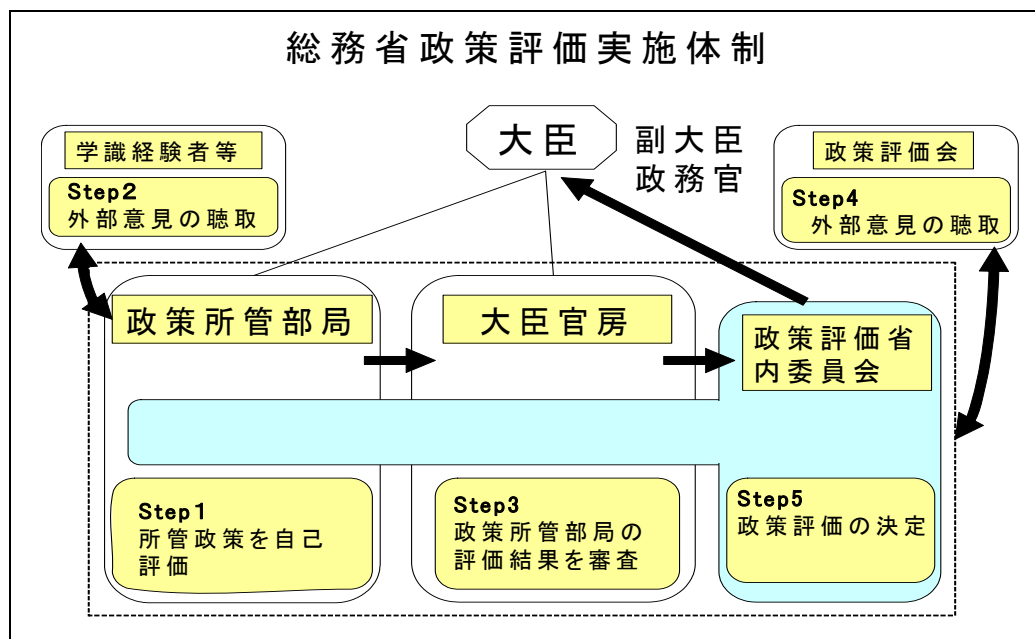
このため、政策評価の実施にあたっては、**総務省の重点分野**（「行政改革の推進」等6分野）を中心に「**主要な政策**」（「社会経済情勢の変化等に対応した行政改革の推進・行政管理の実施」等26政策）－「**主要な施策**」（「国の行政組織等の減量・効率化」等76施策）－「**事務・事業（施策の実施手段）**」という政策体系を構築し、**業務目標を設定しています**（前ページの図、「平成18年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成18年度目標設定表）」参照）。

4 政策評価の実施体制と評価結果の政策への反映

実績評価方式による評価の実施主体は**当該政策等の所管部局等**とされています。大臣官房**政策評価広報課**は、政策等の所管部局間の調整等を行う観点から、政策等の所管部局から提出された評価結果の審査を行うとともに、評価の客観性・厳格性を保つ観点から、省外の学識経験者で構成される**総務省政策評価会**の意見を聴取したのち、官房長（平成19年4月以降は総括審議官）が主催し、各部局の主管課長等で構成される**政策評価省内委員会**で調整、意見の集約を行った上で、最終的にとりまとめています。

政策評価は、政策の効果を把握し、これを基礎として自ら評価するとともに、その評価結果を政策の企画・立案に反映させようとするものであり、「企画・立案－実施－評価」（plan-do-see）の政策のマネジメント・サイクルに寄与するものです。政策評価の結果から得られた課題を政策の企画・立案に的確に反映させることにより、**効率的で質の高い行政の実現や成果重視の行政への転換等**が可能になります。

総務省では、政策評価の実施を通じ、政策の所管部局等及び官房各課において政策評価の結果を**政策の企画・立案作業**（総務省重点施策のとりまとめ、予算要求、機構・定員要求、制度の新設・改廃等）に活用し、適切に反映するよう取り組んでいます。



5 国民への説明責任の徹底

政策評価の目的の一つである国民への説明責任の徹底を図るためには、国民に積極的に情報を提供すること、提供する情報を分かりやすいものとすることや、政策評価に対する国民の意見・要望を活用することなどが必要です。

総務省では、ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html) において、政策評価の結果や当該結果に基づく政策への反映の内容に加え、総務省政策評価会における学識経験者等の意見等を公表しています。

また、総務省の所管政策には、制度の企画・立案など、一般の国民にはなじみの薄い分野も含まれることから、評価書をより分かりやすいようにするとともに、国民の総務省所管政策への理解を深めるため、評価書に図表・グラフ等を用いたり、評価に使用した資料や関連する資料等の所在についてホームページのアドレスを評価書に明記しています。

政策の基本目標、指標に係る目標値の達成度合いを測ることで評価結果から抽出される課題を次の政策の企画立案に反映させることができるようになるので、政策ごとの目標設定は、効率的で質の高い成果重視の行政運営のため、極めて重要なものです。このため、政策の実施の前に目標設定表を作成することとし、その過程で政策ごとの目標設定について、パブリックコメントを実施し、国民の意見・要望を十分に反映させるように努めています。

6 外部の意見の聴取

評価の過程においては、第三者の専門的・客観的な知見を活用することが極めて重要です。このため、**総務省政策評価会**の学識経験者の意見を踏まえ、政策のマネジメント・サイクルのあり方、実績評価方式による政策の指標に係る目標値の設定など政策評価の充実に努めています。

また、政策ごとの評価の客観性・厳格性を一層担保するためには、総務省政策評価会のほかに個別の各政策ごとに学識経験者等の意見を聴取することが重要です。このため、各部局が自己評価を行う際にも総務省政策評価会とは別に積極的に外部の学識経験者の知見を活用するように努めており、**部局によっては独自に評価会を立ち上げるなど取組が進んでいます。**

これらの学識経験者等の意見内容については、評価書に明記するように努めています。

7 職員の意識改革

総務省では、政策評価の実施にあたり政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革に重点的に取り組むこととしています。このため、各部局等において政策評価担当者と政策立案担当者とのコミュニケーションを密接にすることや、すべての**職員の意識レベルにまで政策評価の意義を浸透**させていくことなどが大切になります。

総務省では、各部局の政策評価及び政策の企画・立案などの担当者に対する政策評価制度及びその趣旨や評価実務に関する説明、研修、意見交換の場の設定等に積極的に努めてきました。

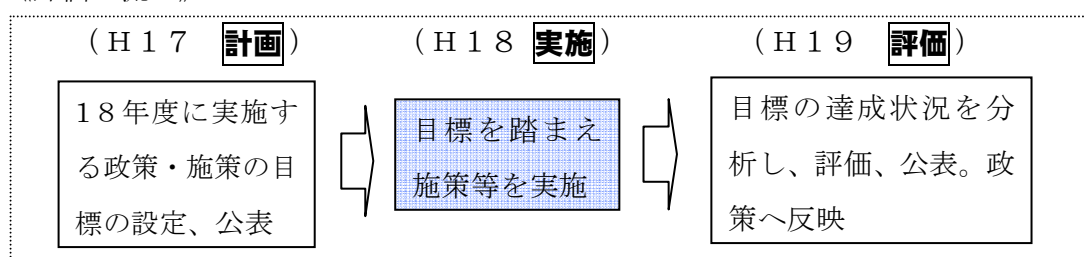
平成19年1月に実施した**職員の意識調査**の結果では、目的達成への重要性や緊急性に基づく優先順位を常に考えて仕事をしている職員が増加する等、政策評価は着実に職員に浸透してきているとの結果が出ています。一方評価業務に関与しない職員などには制度に関する認識が不十分な職員もみられるところです。このため今後とも、さらに研修、有識者との意見交換等を進めることにより職員の意識改革を進める必要があります。

Ⅱ 平成 19 年度実績評価の結果

1 評価の流れ

平成 19 年度実績評価は、平成 18 年度に実施する政策・施策についてあらかじめ目標を設定した「平成 18 年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 18 年度目標設定表）」（平成 18 年 3 月 30 日決定）に基づき、政策等の所管部局が 18 年度末から評価作業に着手し、大臣官房政策評価広報課において部局の提出した評価書について評価の客観性・厳格性の観点から審査を行い、総務省政策評価会の意見を聴取した上で省内委員会で決定しました。

《評価の流れ》



2 目標の数値化等の推進

総務省の政策評価においては、可能な限り、定量的な指標で数値目標を設定し、またアウトプットではなくアウトカムの指標を設定することとしています。

数値目標を設定することにより、その目標を達成できたか、どの程度達成できたかが明らかになるとともに、指標の数値化を進めることによって過去からの経年変化を定量的に分析することができるようになります。またアウトカム化を進めることによって、各政策が国民生活の向上にどれだけ貢献したかという視点からの評価が可能になります。

※ 「指標」は、目標の達成度合いを測定するため、政策ごとに複数設定されています。また、「アウトカム」とは国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果であり、「アウトプット」とは直接的な行政活動の結果です。

今年度評価では、数値目標を持つ政策の割合は 58% となり、**数値目標を持つ指標の数は 55 指標となっています**。また、アウトカム指標を持つ政策の割合は 76% となり、**アウトカム指標の数は 56 指標となっています**。

これまでの努力により、数値化可能なものについては相当程度の進捗をみています。国民に分かりやすく、また、次の政策立案に反映させやすい評価として充実させるため、引き続き数値化等を進めていく必要があります。

ただし、政策の特性により目標値の設定が難しい政策（注）について、無理に数値化、アウトカム率を増加させることは、適切な指標及び目標値の設定でなくなるおそれがあることに留意しつつ、新たな政策体系（Ⅲ（２）参照）も踏まえ、指標全体の見直しを行うことも必要です。

（注） 総務省の政策には、国や地方の行政制度の企画・立案など客観的な指標などの測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいものや、国民に対する行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものが存在します。

○ 数値目標等の設定状況のとりまとめ結果

| | | 19年度 |
|--------------------|----------------|----------|
| 政策数 | | 26 |
| 数値目標を設定している政策数 | 数値目標を設定している指標数 | 15 (58%) |
| | | 55 |
| アウトカム指標等を設定している政策数 | | 20 (76%) |
| アウトカム指標等の数 | | 56 |

※ 「指標等」には、政策に係る現状や課題を示す「参考となる指標」を含みます。

3 指標に係る目標値の達成状況とその特徴

今年度は、実績評価の結果を端的な結論で整理するにあたり、有効性の観点から整理を行い、対象政策の有効性を示す内容（指標に係る目標値を達成できたかどうか）について類型ごとに定めた標語で端的に表すこととしました。

○ 指標に係る目標値の達成状況のとりまとめ結果

| | 19年度 |
|---|------|
| 類型 i 目標年度を迎えた全ての指標について目標値を達成できた | 6 |
| 類型 ii 目標年度を迎えた8割以上の指標において目標値を達成できた | 0 |
| 類型 iii 目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成できた | 5 |
| 類型 iv 目標年度を迎えた指標のうち半数未満しか目標値を達成できなかった | 1 |
| 類型 v 目標年度を迎える指標がなかった又は指標に係る目標値が設定されていない | 14 |
| 合 計 | 26 |

- ※1 目標値が設定されている指標とされていない指標が混在する政策、今年度に目標年度を迎える指標が少ない政策、当該政策の大きな課題に係る指標が目標年度を迎えない政策などについては、これらの政策全体の評価の結果を、上記の達成状況のみから判断することは困難です。
- ※2 したがって、それぞれの指標の目標値に対する達成度合いについても十分な分析を行うとともに、目標値の立て方について政策の効果を適切に測れるものとなるよう検討していく必要があります。
- ※3 実績評価方式による評価では、あらかじめ設定した目標に対する達成度合いを毎年度定期的にチェックし、達成目標で目指したアウトカムがどの程度実現されているかを分析していますが、結論を国民に分かりやすいものとするため、
- ①成果が上がっているか、
 - ②当該政策は必要か、
 - ③当該政策の有効性、効率性等に係る課題を解決するため、何らかの見直しが必要か、
- という視点から、4つの端的な結論に類型化し、評価結果を分類していました。
- しかしながらこれまでの「端的な結論」の類型による分類では、明確な分類基準がなかったこともあり、恣意的とも見える分類となることがありました。
- したがって、従来のように政策評価の結果全体を類型毎に定めた標語で表すのではなく、対象政策の有効性を示す内容（指標に係る目標値を達成できたかどうかを客観的によりわかりやすく表す内容）に着目した区分に見直しました。

4 取組の方向性に係る記載

政策評価は、「企画・立案－実施－評価」(plan-do-see) のマネジメント・サイクルの確立を目的としており、評価の結果が次の企画立案作業に的確に活用される必要があります。

この点、平成18年度実績評価書から、多様な課題を含む政策について評価結果をきめ細かく企画・立案に反映させるため、対象政策(26)に含まれる課題毎に予算要求、制度等についてそれらの取組の方向性を記載することとしました。

本評価書では「取組の方向性」欄の記載区分に関して、予算要求、制度、実施体制・事務のやり方に関して、廃止・縮小についての検討が必要なもの(▲)を追加しています。

○ 記載の区分方法

| 印 | 予算要求 | 制度 | 実施体制・事務のやり方 |
|---|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|
| — | 予算がないもの | 制度がないもの | |
| ○ | 継続的な予算 | 制度の新設・改正の必要がないもの | 実施体制・事務のやり方等について継続するもの |
| ◎ | 新規予算の要求、既存予算の拡充について検討が必要なもの | 制度の新設・改正について検討が必要なもの | 実施体制・事務のやり方等について新たな検討が必要なもの |
| ▲ | 予算の縮小・廃止について検討が必要なもの | 制度の廃止について検討が必要なもの | 実施体制の縮小、取組の廃止について検討が必要なもの |

○ 取組の方向性のとりまとめ結果

対象政策(26)のうち、いずれかの課題で予算要求、制度、実施体制・事務のやり方の項目に◎が付された政策の数及び▲が付された政策の数は以下のとおりです。

| | 予算要求 | 制度 | 実施体制・事務のやり方 |
|---|-------|-------|-------------|
| ◎ | 15 政策 | 15 政策 | 21 政策 |
| ▲ | 1 政策 | 1 政策 | 1 政策 |

Ⅲ 今後の課題と方向性

総務省の政策評価は、平成16年3月に策定した総務省政策評価基本計画（対象期間：平成17年度～19年度）に基づいて実施していますが、計画期間の終了を見据え、これまでの政策評価の実施状況と課題を踏まえ、今年度中に平成20年度以降に実施すべき次期「総務省政策評価基本計画」を策定する必要があります。新しい基本計画の策定にあたっては、政策評価法に基づいて実施してきたこれまでの実績等を踏まえ、総務省の政策評価についての課題等を様々な角度から掘り下げて分析し、対応策を明らかにするため、総合評価方式により「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」を実施しました。

その際、「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成17年12月16日閣議決定）やこれまでの総務省政策評価会での意見等を踏まえ、総務省の政策評価が抱える課題及び今後の方向性について、幅広く検討を行いました。

次期「総務省政策評価基本計画」策定にあたっては、以下の項目を重点的に検討していく予定です。

(1) 評価の重点化・効率化

従来は、総務省の所管する「主要な政策」（注）について毎年度、網羅的な実績評価方式による評価を実施することとしてきました。しかし、総務省の所管する政策の中には、指標や目標値の設定や達成度の測定・分析に困難を伴うものが少なくありません。また政策の効果を毎年度測定するよりは、複数年度単位で測定する方がより適切な政策評価につながるような種類の政策もあります。このため、今後の政策評価については、適切な時期に重点的に実施することや、政策の特性等に応じた的確な評価方式を活用することについて検討していきます。

（注） 総務省では、おおむね一つの部局の所掌事務程度又はそれを2～3ぐらいに分割した程度のものを「主要な政策」として、政策評価の単位と位置づけています。

(2) 政策体系のあり方・政策評価と予算・決算等の連携強化

政策体系の括り方について、引き続き、これまでの大括り化の方向性を維持し、さらに政策評価と予算・決算との連携の要請に基づいて、予算書・決算書の表示科目と政策評価のための政策体系との整合化の作業を進めていきます。

(3) その他

評価書の様式・記載事項については、内容の充実には配慮しつつ、必要な項目について再度精査します。また、より分かりやすい評価書となるよう主要な部分以外の記述を簡潔にするなど見直しを検討します。

あわせて評価書作成者向けの記載要領の充実や審査能力の向上に取り組んでいきます。

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省行政管理局企画調整課 他

| 施策名 | 社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等 | 政策体系上の位置付け |
|------------------------|--|---------------|
| | | 1 行政改革の推進 政策1 |
| 施策の概要 | <p>ア 国の行政組織等の減量・効率化</p> <p>ア(ア)定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの組織の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。</p> <p>ア(イ)独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通の制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。</p> <p>イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進</p> <p>社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するため、公益法人の実態調査、基準等の実施状況等のフォローアップ、研修会の実施等の公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を推進している。</p> | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <p>ア 社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。</p> <p>イ 公益法人の設立許可及び指導監督基準は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われている。このため、各主務官庁が行う事務の統一性・整合性を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>ア(ア)「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき、17年度から21年度までの5年間で16年度末定員332,239人の10%（▲33,230人）以上を定員合理化することを目標。</p> <p>→17年度▲5,549人、18年度▲7,130人、19年度▲7,222人、計▲19,901人を定員合理化（目標数の59.9%）また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、国の行政機関の定員について、17年度末定員332,034人に対し、平成18年度から22年度までの5年間で▲18,936人（▲5.7%）以上の純減を確保することを目標。</p> <p>→18年度▲1,502人、19年度▲2,129人、計▲3,631人の純減を確保。（目標数の19.2%）いずれも目標の達成に向けて着実に進ちょくしており、有効性が認められる。</p> <p>ア(イ)独立行政法人の審査に関して、15年度以降、法人の統廃合により14法人削減、公務員型として設立された58法人中45法人の役職員を非公務員化。特殊法人の審査に関しては、政策金融改革、公営競技関係法人の見直しにおいて、今通常国会提出の関連法案について、既存の決定との整合性を審査。組織・業務の見直しによる大幅なコスト削減（約1,900億円）が見込まれることから、有効性が認められる。</p> <p>イ 国所管法人の立入検査の実施状況については、目標達成には至らなかったものの、平成16～18年度の3年間で98.0%の法人で立入検査が行われており、少なくとも3年に1回は実施するとされている基準がおおむね遵守されている状況であることから、一定の有効性が認められる。</p> <p>その他の指標については、目標の達成には至らなかったものの、いずれも80%を超える水準で、ほぼ前年度よりも改善してきている。特に、研修等で強く要請したホームページの開設については、着実に改善が見られていることから、一定の有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>平成18年度においては、「公益法人地方講習会」を都道府県との共催で開催したところである。これにより、総務省単独で開催する場合と比べ、より少ない費用で多数の参加者（約2万人）を得ることができたことから、一定の効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>ア(ア)国の行政機関の定員について、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減を行う。</p> <p>ア(イ)平成19年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理化計画」に合わせ、19、20年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（35法人）について、組織・業務全般を極力整理縮小することで検討することが必要。</p> <p>イ 特に、都道府県における指導監督基準及び各種申合せ等の更なる周知徹底が必要。</p> <p>公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合については、国、都道府県ともに各所管官庁における指導監督を更に推進することが必要。今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等の充実を検討に力を入れることが必要。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(基本目標)

・社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。
 ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

| 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 |
|--|--|--|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---|
| 毎年度の機構・定員審査結果 | (平成17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化 | 21年度 ※定員合理化進捗率 (当該年度までの定員合理化数/定員合理化目標) | — | 16.7% | 38.2% | 社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等の審査、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組を進めていくことが必要であることから、左記指標により評価するものである |
| ” | 平成18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保 ※ ※「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)において、新たに設定された目標値に差し替えた | 22年度 ※純減目標達成率 (当該年度までの純減数/純減目標数) | — | — | 7.9% | |
| 公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況 | | | | | | |
| ・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ア 国 イ 地方 ウ 全体 | 前年度比増 | 18年度 | ア 49.2% イ 40.7% ウ 42.9% | ア 50.2% イ 40.0% ウ 42.6% | ア50.7% イ38.6% ウ41.7% | |
| ・情報公開率 ア 国 イ 地方 ウ 全体 | 100% | 18年度 | ア 96.8% イ 84.9% ウ 88.1% | ア 97.2% イ 84.8% ウ 88.1% | ア96.9% イ85.0% ウ88.2% | |
| 各種申合せの実施状況のフォローアップ結果 | | | | | | |
| ・国所管法人の立入検査の実施状況 ※()内の数字は、当該年度を含む過去3年間の実施状況 ※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが ・国所管法人のホームページ開設率 | 100% | 18年度 | 43.1% (98.2%) | 39.8% (98.7%) | 40.5% (98.0%) | |
| | 100% | 18年度 | 76.5% | 81.2% | 82.6% | |

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------------------------------|------------|---|
| 施政方針演説 | 平成18年1月20日 | 国家公務員について、今後5年間で5パーセント以上減らす。 |
| 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法) | 平成18年6月2日 | 平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度末総数の5%相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。 |
| 国の行政機関の定員の純減について | 平成18年7月7日 | 国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。 |
| 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 | 平成18年7月7日 | 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。 |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治行政局行政体制整備室 外2課室

| 施策名 | 地方行革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---------|------|---------------|--------|--------------|------|------------------|---|------------------|--|-------|-------|------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|------|------------------|------------------|---|------------------|------------------|--|-----|-----|-----|---------|-----------|-----------|-----------|--|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 政策体系上の位置付け | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 行政改革の推進 政策2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | <p>地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。そのため、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月）を示し積極的な行政改革の推進に努めるよう通知するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 地方行革の円滑な実施を助言する立場から総務省として指針を策定し、各地方公共団体に対して、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備・確立の自主的な取組を要請している。地方行革は各地方公共団体の自主的な取組によるものであり、一定の指標等により目標を定めてその達成状況から総務省の政策を評価することは困難であるが、参考となる指標の状況から、地方行革が進展していることが確認できる。</p> <p>(必要性) 少子・高齢化、住民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化しつつある状況下で、地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。また厳しい財政や地域状況等を背景に地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、行政改革に取り組んでいく必要がある。そのため、総務省としても、地方公共団体の取組状況を調査、公表し、行政改革の推進を促していく必要がある。</p> <p>(有効性) 調査初年度であった集中改革プランの公表状況については、95%を超える状況であり、未公表団体についても公表に向けた取組が見られている。その他の指標についても前回調査時に比べ向上しており、地方行革の進展が見られることから取組に有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。</p> <p>(今後の課題、取組の方向性等) 集中改革プラン未公表団体について、引き続き早期の公表を要請していくとともに、公表団体に対しては、集中改革プランの実施状況のフォローアップを行い、必要に応じての助言、実施状況の公表を行い、地方行革を促進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>(ア) 集中改革プランの公表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>45 団体 (95.7%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>15 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,436 団体 (95.1%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,496 団体 (95.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 給与情報等公表システムによる公表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体 (100%)</td> <td>47 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14 団体 (100%)</td> <td>15 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557 団体 (85.1%)</td> <td>1,712 団体 (94.5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,618 団体 (85.6%)</td> <td>1,774 団体 (94.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 地方公務員の総定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総職員数(人)</td> <td>3,083,597</td> <td>3,042,122</td> <td>2,998,402</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在</p> <p>(エ) 各地方公営企業における経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>13.4%</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成17年度から、団体数で算出。(平成16年度までは事業数で算出)</p> | | | 平成18年7月 | 都道府県 | 45 団体 (95.7%) | 政令指定都市 | 15 団体 (100%) | 市区町村 | 1,436 団体 (95.1%) | 計 | 1,496 団体 (95.2%) | | H17年度 | H18年度 | 都道府県 | 47 団体 (100%) | 47 団体 (100%) | 政令指定都市 | 14 団体 (100%) | 15 団体 (100%) | 市区町村 | 1,557 団体 (85.1%) | 1,712 団体 (94.5%) | 計 | 1,618 団体 (85.6%) | 1,774 団体 (94.7%) | | H16 | H17 | H18 | 総職員数(人) | 3,083,597 | 3,042,122 | 2,998,402 | | H16年度 | H17年度 | H18年度 | 策定率 | 13.4% | 64.2% | 80.6% |
| | 平成18年7月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 45 団体 (95.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政令指定都市 | 15 団体 (100%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 1,436 団体 (95.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,496 団体 (95.2%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H17年度 | H18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 47 団体 (100%) | 47 団体 (100%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政令指定都市 | 14 団体 (100%) | 15 団体 (100%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 1,557 団体 (85.1%) | 1,712 団体 (94.5%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,618 団体 (85.6%) | 1,774 団体 (94.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総職員数(人) | 3,083,597 | 3,042,122 | 2,998,402 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H16年度 | H17年度 | H18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 策定率 | 13.4% | 64.2% | 80.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>閣議決定 「今後の行政改革の方針」</p> | 平成16年12月24日 | 社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>閣議決定 「行政改革の重要方針」</p> | 平成17年12月24日 | ア②地方公務員の純減目標：4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。 イ②地方公務員給与：地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>閣議決定 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」</p> | 平成18年7月7日 | 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新たな指針を策定する。地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成 1 9 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 1 9 年 6 月

担当部局名：行政評価局総務課、政策評価官室

| <p>施策名</p> | <p>政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底</p> | | <p>政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策 3</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------------|---|-------|-------|-------|---|------|-----|------|------|------|------|------------------|--|--|--------|------|-------|-------|-------|---|--|--------|------|---|-------|-------|
| <p>施策の概要</p> | <p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (1) 必要性 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。 (2) 有効性 下記のとおり、測定指標に係る目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、充実・強化を図るための取組が必要。 (3) 効率性 総務省が行う統一性・総合性確保評価については、処理に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るために、一層の効率性の向上が必要。 (4) 反映の方向性 ・重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みの検討 ・規制の事前評価の円滑な実施の推進 ・政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="339 954 1390 1323"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>基本目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。</td> <td>各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合)</td> <td>対前年度比増</td> <td>18年度</td> <td>55.5%</td> <td>54.6%</td> <td>57.2%</td> <td rowspan="2">効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。</td> </tr> <tr> <td>国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合)</td> <td>対前年度比増</td> <td>18年度</td> <td>-</td> <td>51.1%</td> <td>60.0%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | 各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。 | 各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合) | 対前年度比増 | 18年度 | 55.5% | 54.6% | 57.2% | 効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。 | 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合) | 対前年度比増 | 18年度 | - | 51.1% | 60.0% |
| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。 | 各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合) | 対前年度比増 | 18年度 | 55.5% | 54.6% | 57.2% | 効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合) | 対前年度比増 | 18年度 | - | 51.1% | 60.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等 行政改革の重要方針</p> | <p>年月日 平成17年12月24日閣議決定</p> | <p>記載事項(抜粋) 8 政策評価の改善・充実 政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。)等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。 ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。 イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。 ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)</p> | <p>年月日 平成18年3月31日閣議決定</p> | <p>II 17年度重点計画事項 3 規制の見直し基準の策定等 2 規制影響分析(RIA)の義務付け 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。 【平成18年度措置】 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこれを促進するために必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：行政評価局総務課、行政相談課

| <p>施策名</p> | <p>行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善</p> | | <p>政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策4</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------|-------------------------------------|--|-------|-------|--|------|------|------|------|------------------|--|---|-----|------|---------------------------------|--|--|--|------------------|-----|------|--|--|--|--|--|--|--|-------|-------|-------|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあつせんを行う行政相談により、行政の制度・運営の改善を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性 各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、その解決等を図る機能は、国民にとって最も身近な相談窓口として必要不可欠。</p> <p>(2) 有効性 下記のとおり、測定指標に係る目標は達成しており、有効性は認められるが、本政策の対象が各府省の業務の実施状況全般にわたること、行政課題が一層複雑・高度化していること、また、国民の多様なニーズに応え、その活動が国民に一層理解されるような取組が必要であるとの指摘等を踏まえ、充実・強化を図るための取組が必要。</p> <p>(3) 効率性 行政評価・監視については、処理に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るために、一層の効率性の向上が必要。行政相談については、全体の約3分の2をボランティアの行政相談委員が受け付けており、職員が直接処理する場合と比較してより少ないコストで業務を行っていることから効率性が認められる。</p> <p>(4) 反映の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価・監視に係る勧告等の内容の充実に向けた民間専門家の活用拡大の検討 国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の実施 広報活動の強化に向けた新規広報媒体の制作の検討 総合行政相談所・電話回線数の増設の検討 <p>等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="384 1151 1386 1675"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>基本目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進を通じて、行政の制度・運営の改善が図られること。</td> <td>行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合</td> <td>90%</td> <td>18年度</td> <td colspan="3">(回答)※1 89.2% 94.1% 95.9%</td> <td rowspan="2">行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あつせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。</td> </tr> <tr> <td>苦情あつせん案件の解決率(※2)</td> <td>90%</td> <td>18年度</td> <td colspan="3">(その後の改善措置状況)※1 95.4% 98.6% 100.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>95.1%</td> <td>95.9%</td> <td>96.2%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領 ※2 あつせんした苦情事案のうち、関係行政機関等が措置を講じて解決に至った相談件数の割合</p> | | | | 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | 国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進を通じて、行政の制度・運営の改善が図られること。 | 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合 | 90% | 18年度 | (回答)※1 89.2% 94.1% 95.9% | | | 行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あつせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 | 苦情あつせん案件の解決率(※2) | 90% | 18年度 | (その後の改善措置状況)※1 95.4% 98.6% 100.0% | | | | | | | 95.1% | 95.9% | 96.2% | |
| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進を通じて、行政の制度・運営の改善が図られること。 | 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合 | 90% | 18年度 | (回答)※1 89.2% 94.1% 95.9% | | | 行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あつせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 苦情あつせん案件の解決率(※2) | 90% | 18年度 | (その後の改善措置状況)※1 95.4% 98.6% 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 95.1% | 95.9% | 96.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>—</p> | <p>年月日</p> <p>—</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省行政管理局行政情報システム企画課 他

| 施策名 | 行政の透明性の向上と信頼性の確保 | 政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策5 |
|-------------------------------|--|-----------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用 (ア) 情報公開制度、(イ) 個人情報保護制度 イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用 (ア) 行政手続法、(イ) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」 ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (必要性) ア (ア) 行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府及び独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために行政機関情報公開法、独法情報公開法の適切かつ円滑な運用が必要。 ア (イ) 行政機関及び独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために、行政機関個人情報保護法、独法個人情報保護法の適切かつ円滑な運用が必要。 イ 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする行政手続法や「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の適正かつ円滑な運用が必要。 ウ これからの地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。そのため、行政上の意思決定の内容及び過程を住民に明らかにする制度を整備していくことが必要であり、行政機関情報公開法第26条、行政手続法第46条の規定を踏まえ、情報公開条例、行政手続条例の早期策定を促していくことが必要。</p> <p>(有効性) ア (ア) 平成17年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、年々増加していた件数が初めて減少している。しかし、依然として多くの国民に利用されており、本制度については、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 ア (イ) 平成17年度の行政機関個人情報保護法の施行状況調査結果をみると、一部においては、漏えい等事案の発生が見られるものの、すべての事案において再発防止策を講じるなどの措置が図られているところである。また、各行政機関に対し、この結果を踏まえ、改めて個人情報の管理等のために必要な措置を講じるよう通知していることなどから、本制度について、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 イ (ア) 平成17年度に、各府省における行政手続法の施行状況を把握するため、同法の施行状況調査を実施し、平成18年5月にその調査結果を公表した。また、平成18年4月から施行されている意見公募手続等を含めた行政手続法の内容の周知をより一層徹底し、その適正かつ円滑な運用を推進するため、ブックレットやQ&A形式を導入しているなど分かりやすいDVDの作成・配布等を実施し、多くの国民や行政機関に複数手段による制度の認知の機会を提供したことから、行政手続法の内容の周知に関する取組の有効性が認められる。</p> <p>イ (イ) 平成17年度の各府省における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査を実施し、平成18年9月にその調査結果を公表した。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、同制度の対象範囲を拡大することなどの制度改正及び同制度の周知の徹底や回答期間の短縮化などの運用改善について検討しており、制度改正や運用改善に向けた取組が進捗していることから、法令適用事前確認手続制度の適正な運用を図る取組の有効性が認められる。 ウ 情報公開条例は、平成18年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成18年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.6%の団体が制定済みである。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ア 平成18年度には、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保するため実施している広報活動、調査研究等の契約について、一般的な随意契約から企画競争を経た随意契約に移行するなど、予算執行の効率化のために取り組んでいる。 イ 閣議決定に基づく意見提出手続(旧制度)は行政手続法の一部に法制化されたところであり、旧制度の実施状況調査については、透明性の確保に留意して必要な調査項目に関してのみ行うこととし、他の事項を重点的に実施したことから効率性が認められる。 ウ 制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。</p> <p>(反映の方向性) ア 引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。法の趣旨の徹底、情報提供施策の充実、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実について取り組む。 イ (ア) 引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する。特に審査基準の未設定状況の解消、インターネット上での審査基準等の公表の推進、意見公募手続等の実施状況のフォローアップ及び同手続の周知を図る。 イ (イ) 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、行政機関による法令適用事前確認手続の制度改正や運用改善を行う。同制度の対象範囲を拡大するなどの制度の改正、行政機関による実施状況の調査、法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善を行う。 ウ 情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進する。 以上のことが円滑かつ十分に行われるために、継続的な予算の確保を行う。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 |
|--|-----------------|-----|------|--|---|
| 国の行政機関等における情報公開、個人情報保護及び行政手続の各制度の適正かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。 | 行政機関情報公開法等の施行状況 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 行政機関情報公開法及び独法情報公開法について、施行状況調査を実施し、公表（18年9月） 行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法について、施行状況調査を実施し、公表（18年9月） | 行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである。 |
| | 行政手続法の施行状況 | — | — | 行政手続法について、施行状況調査を実施し、公表（18年5月） | |

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|---------|-----|----------|
| — | — | — |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：人事・恩給局総務課

| | | | |
|-----|------------------|------------|-----|
| 施策名 | 国家公務員の適正な人事管理の推進 | 政策体系上の位置付け | |
| | | 1 行政改革の推進 | 政策6 |

| | |
|-------|---|
| 施策の概要 | ア 公務における多様な人材の確保と活用 イ 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化 ウ 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進 |
|-------|---|

| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 国家公務員制度については、複雑多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを実現するとともに、行政に対する国民の信頼を確保するためには、人事管理面からも各府省が連携し、政府全体として適正な人事管理を推進することが必要である。</p> <p>(有効性) (1) 公務における多様な人材の確保と活用 ・各種啓発事業におけるアンケート結果では、約9割が満足と回答しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、政策の有効性が認められる。 ・各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施し、「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」、「府省間人事交流の実施状況」として公表している。この結果では、多くの交流が実現しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、政策の有効性が認められる。 ・平成18年度における国家I種試験の事務系区分試験（行政・法律・経済）の採用者のうち、女性の割合は22.4%にとどまっているが、17年度に比べると0.9ポイント増加しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。 ・配置転換の取組については、平成19年度の配置転換目標数728人を上回る748人の内定（国の行政機関以外も含む。）という成果を得ており、総人件費改革の一環である国の行政機関の定員純減に貢献していることから、有効性が認められる。</p> <p>(2) 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化 ・退職準備プログラムについては、引き続きすべての府省で、実情に応じて退職準備プログラムが実施されており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。 ・生涯生活設計プログラムについては、平成17年度の8府省で実施から、18年度は16府省（講習会への斡旋等を含む）で実施へと増加しており、各府省の適正な人事管理に役立っていると考えられることから、有効性が認められる。</p> <p>(3) 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進 ・各府省の担当者に対する健康管理、安全管理の講演会、各府省のカウンセラーに対する講習会については、終了後、それぞれ参加者に対して実施内容等に関するアンケートを実施することにより意見等を把握した結果、充実した内容であるとの評価が多数であったこと、また、各府省の健康管理等の担当者から多数の参加要望もあることから、政策の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ・各種啓発事業については、業者が印刷する報告書から電子データ等へ変更することにより、経費を軽減した。 ・平成18年度の女性国家公務員の採用の拡大状況等のフォローアップ調査については、人事院と共同で実施し、人事院で別途実施している各種調査の結果データを利活用することで調査できるフォローアップ項目については新規に調査票の提出を求めないこととすること等により、各府省の調査に係る負担を軽減した。</p> <p>(反映の方向性) ・啓発事業の実施時期等を検討 ・官民人事交流の拡大方策等についての検討 ・女性国家公務員の採用等にかかる各府省における取組状況についての更なる調査及びこれに基づく適確な情報提供 ・配転異動職員へのアフターケアの充実を検討 ・人材バンクの予算の縮小・廃止について検討</p> <p style="text-align: right;">等</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|---------|--------|--|------|------------------|--|---------------|------|------|--------|--|---------------|----|-----|
| | <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>参考となる指標</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>参考となる指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。</td> <td>民間から国への職員の受入数</td> <td>680人</td> <td>839人</td> <td>1,058人</td> <td rowspan="2">本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。</td> </tr> <tr> <td>国から民間への派遣数（注）</td> <td>7人</td> <td>12人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国から民間への派遣者数については、官民人事交流法によるものの数値である。</p> | 基本目標 | 参考となる指標 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 参考となる指標の設定根拠・考え方 | 国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。 | 民間から国への職員の受入数 | 680人 | 839人 | 1,058人 | 本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。 | 国から民間への派遣数（注） | 7人 | 12人 |
| 基本目標 | 参考となる指標 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 参考となる指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | |
| 国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。 | 民間から国への職員の受入数 | 680人 | 839人 | 1,058人 | 本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。 | | | | | | | | | | | |
| | 国から民間への派遣数（注） | 7人 | 12人 | 16人 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|-------------------------|------------|--------------------------------|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | 施政方針演説 | 平成19年1月26日 | 国と地方の行政改革の推進 |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 | 平成18年7月7日 | 「簡素で効率的な政府」への取組（官民の人事交流の強化・拡大） |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治行政局行政課 外2課室

| 施策名 | 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等 | 政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行 政策7 |
|-------------------------------|--|----------------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討 第28次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部改正を行うとともに、引き続き地方分権を推進し、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を進める。</p> <p>イ 市町村合併の推進 基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく。</p> <p>ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲） 行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。また、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となり、情報公開条例（要綱を含む。以下同じ。）、行政手続条例（要綱を含む。以下同じ。）の制定が必要であることから、制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行う。</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討 第28次地方制度調査会からの答申等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議を経て成立したところであり、地方の自主性・自律性の確保や議会制度の充実、中核市の指定要件の緩和等が図られる内容とされたことから、分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な施策として有効であったと認められる。 また、新たな地方分権改革のための推進体制を規定する「地方分権改革推進法」が平成18年12月7日に成立し、今後、「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方等の見直し等を行っていくこととなった。このことから、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置されたところであり、引き続き、総務省としても分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>イ 市町村合併の推進 合併特例法及び平成17年施行の合併新法のもと、市町村合併により、平成20年1月までに、全国の市町村は1,799に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,433市町村が減少した。 市町村合併の推進により、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められており、当該施策の有効性が認められる。また、合併前の市町村と合併後の予算を比較した場合、合併を行うことにより人件費や維持管理費の削減が達成されており、市町村合併の推進により行政コストの削減が見られるため効率性が認められ、2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化が推計される。しかしながら、地方財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲） 地方公共団体の集中改革プランの公表状況は、都道府県で95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。情報公開条例、行政手続条例の制定状況はほぼ100%であり、未制定団体においても制定に向けた取組を進めている。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたことにより、制定率が上昇したと考えられることから、取組の有効性が認められる。制定状況の調査、結果の公表は、既存の調査等を有効に活用したものであり効率的である。 集中改革プランの未公表団体について早期の公表を促すとともに、情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ、導入を促進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。</p> <p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の一部を改正する法律案が平成18年5月31日に成立し、平成18年6月7日に公布。 中核市の指定要件緩和により、新たに13市が中核市の指定要件を満たすこととなり、現在1市が移行への検討を始めている。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けた、新たな地方分権改革の推進体制等を定める地方分権改革推進法案が平成18年12月8日に成立し、平成18年12月15日に公布。 <p>イ 市町村合併の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併件数（平成18年度）：12件（合併新法下における合併1件を含む。） 合併後の市町村数（平成20年1月予定）：1,799（合併新法下における合併1件を含む。） 人口1万人未満の市町村数： 平成16年3月31日現在 1,484（構成比47.4%） → 平成18年3月31日現在 504（構成比27.7%） | |

| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲） | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|-----------------|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | ・ 地方公共団体の集中改革プランの公表状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>45 団体(95.7%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>15 団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,436 団体(95.1%)</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成18年7月 | 都道府県 | 45 団体(95.7%) | 政令指定都市 | 15 団体(100%) | 市区町村 | 1,436 団体(95.1%) | | | | | | | |
| | | 平成18年7月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 45 団体(95.7%) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政令指定都市 | 15 団体(100%) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 1,436 団体(95.1%) | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年4月</th> <th>平成17年4月</th> <th>平成18年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体(100%)</td> <td>47 団体(100%)</td> <td>47 団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13 団体(100%)</td> <td>14 団体(100%)</td> <td>15 団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,890 団体(92.9%)</td> <td>2,319 団体(96.5%)</td> <td>1,822 団体(98.9%)</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成16年4月 | 平成17年4月 | 平成18年4月 | 都道府県 | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 政令指定都市 | 13 団体(100%) | 14 団体(100%) | 15 団体(100%) | 市区町村 | 2,890 団体(92.9%) | 2,319 団体(96.5%) | 1,822 団体(98.9%) |
| | 平成16年4月 | 平成17年4月 | 平成18年4月 | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | | | | | | | | | | | | | |
| 政令指定都市 | 13 団体(100%) | 14 団体(100%) | 15 団体(100%) | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 2,890 団体(92.9%) | 2,319 団体(96.5%) | 1,822 団体(98.9%) | | | | | | | | | | | | | |

| ・ 地方公共団体の行政手続条例制定率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|----------|------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年3月</th> <th>平成17年3月</th> <th>平成18年10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体(100%)</td> <td>47 団体(100%)</td> <td>47 団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13 団体(100%)</td> <td>13 団体(100%)</td> <td>15 団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,126 団体(99.5%)</td> <td>2,516 団体(99.4%)</td> <td>1,818 団体(99.6%)</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成16年3月 | 平成17年3月 | 平成18年10月 | 都道府県 | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 政令指定都市 | 13 団体(100%) | 13 団体(100%) | 15 団体(100%) | 市区町村 | 3,126 団体(99.5%) | 2,516 団体(99.4%) | 1,818 団体(99.6%) |
| | 平成16年3月 | 平成17年3月 | 平成18年10月 | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | 47 団体(100%) | | | | | | | | | | | | | |
| 政令指定都市 | 13 団体(100%) | 13 団体(100%) | 15 団体(100%) | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 3,126 団体(99.5%) | 2,516 団体(99.4%) | 1,818 団体(99.6%) | | | | | | | | | | | | | |

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------|--|
| | 平成19年1月 施政方針演説 | 平成19年1月26日 (第166回) | (魅力ある地方の創出) 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。 |
| | 平成18年9月 所信表明演説 | 平成18年9月29日 (第165回) | (活力に満ちたオープンな経済社会の構築) 地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。 |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (閣議決定) | 平成18年7月7日 | ○第3章 財政健全化への取組－1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組 －(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて－②歳出改革－ii 各分野における歳出改革の具体的内容－地方財政 ○住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。 |
| | 平成18年1月 施政方針演説 | 平成18年1月20日 (第164回) | (簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。 |
| | 今後の行政改革の方針 (閣議決定) | 平成16年12月24日 | ○引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 ○地方公共団体の行政改革については、これまでも平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。 |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治行政局公務員部公務員課

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|-----------------------------|--|------------|------------------|-----------|-----------|--|------------|--|--|--|--|--------|--------|--------|--|-----|-----|-----|------|---|-----------------|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|---------------------|--|--|--|-----------|--|--|--|--|--------|--------|--------|--|--|--|--|------|---|------------------|------------------|--|--|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進</p> | | <p>政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行 政策8</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立 分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進する。</p> <p>イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等 地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用をしていかなければならないものである。地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進する。</p> <p>ウ 地方行政を担う人材の育成・確保 地方公共団体が地方分権の推進に対応してその役割を的確に果たし地域の実情に応じた行政を積極的に展開していかなければならない状況にあるが、地方公務員が地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるよう、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (必要性) 地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、地方分権の進展など地方公共団体を取り巻く環境の変化に対応するため、住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供する担い手である地方公務員制度を改革していくことが求められている。このため、総務省では、地方公共団体の能力・実績重視の人事制度の確立や定員管理、給与の適正化の推進等、地方公務員制度の施策の立案や情報提供を行う等、地方公共団体の人事制度の改革を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 地方公共団体が主体となって分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を行うものであり、総務省はこのような取り組みに関する施策の立案や情報提供等により地方公共団体の支援を行っていくものである。このため、総務省が一定の指標等により目標を定め、その達成状況を測ることは困難である。しかしながら、任期付採用を行っている団体数が増加していること、地方公務員の総定員が減少していること、給与情報等公表システムによる定員・給与の公表が9割を超える団体で実施されていることなど参考となる指標の状況から、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員数の抑制・給与の適正化を着実に推進していることが確認できるため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 総務省が地方公務員制度を全体的にとりまとめることにより、地方公共団体への助言や情報提供がそれぞれの取組において、効率的に実施されているところである。特に、地方公共団体給与情報等公表システムについては、個々の団体が給与・定員管理の情報をホームページで公表し、それを総務省のホームページとリンクさせているため、従来よりも各団体間の比較・分析が容易となり、総務省が各団体の情報を集めて公表するよりも費用対効果が高く、経費も必要最小限であることから、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 地方公共団体による、能力・実績重視の人事制度の確立、任用・勤務形態の多様化の取組の支援、地方公務員の給与について地域の民間給与の状況をより的確に反映するための施策、集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化、給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表の徹底、人材育成基本方針未策定団体に対する策定の取組について、法律等の制度改正や地方公共団体に対する情報提供、助言などを引き続き実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員の定員の純減・給与の適正化を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="335 1489 782 1702"> <tr> <td colspan="4">○任期付き採用を行っている団体数</td> <td colspan="4">○地方公務員数の推移</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>実施団体</td> <td>—</td> <td>91団体 (17年7月)</td> <td>124団体 (18年4月)</td> <td>総職員数(人)</td> <td>3,083,597</td> <td>3,042,122</td> <td>2,998,402</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○給与情報等公表システムによる公表状況</td> <td colspan="4">※各年4月1日現在</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公表状況</td> <td>—</td> <td>1,618団体 85.6%</td> <td>1,774団体 94.7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | ○任期付き採用を行っている団体数 | | | | ○地方公務員数の推移 | | | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | H16 | H17 | H18 | 実施団体 | — | 91団体 (17年7月) | 124団体 (18年4月) | 総職員数(人) | 3,083,597 | 3,042,122 | 2,998,402 | ○給与情報等公表システムによる公表状況 | | | | ※各年4月1日現在 | | | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | | | | 公表状況 | — | 1,618団体 85.6% | 1,774団体 94.7% | | | | |
| ○任期付き採用を行っている団体数 | | | | ○地方公務員数の推移 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | H16 | H17 | H18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施団体 | — | 91団体 (17年7月) | 124団体 (18年4月) | 総職員数(人) | 3,083,597 | 3,042,122 | 2,998,402 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○給与情報等公表システムによる公表状況 | | | | ※各年4月1日現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公表状況 | — | 1,618団体 85.6% | 1,774団体 94.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>今後の行政改革の方針</p> | <p>平成16年12月24日 閣議決定</p> | <p>8(2)ア(ア)地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 8(2)イ地方公務員の人事制度</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>行政改革の重要方針</p> | <p>平成17年12月24日 閣議決定</p> | <p>4(1)ア②地方公務員の純減目標 4(1)イ②地方公務員給与</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p> | <p>平成18年7月7日 閣議決定</p> | <p>別紙(Ⅰ. 公務員人件費)○地方公務員 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省自治財政局財政課 他3課

| 施策名 | 地方財源の確保と地方財政健全化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|------------|------------|--------|--------|--------|-----------|------------|------------|------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|------------|------------|------------|
| | 政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行 政策9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | <p>(1) 地方財政計画等の策定 極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることで、地方財源の確保に努めた。特に、平成19年度地方財政計画では、歳出面において活力ある地方を作るための施策等に財源の重点的配分を図り、歳入面において地方税負担の公平適正化の推進と一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとした。</p> <p>(2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。</p> <p>(3) 公債費負担の適正化と地方財政の健全化の推進 昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。また、現行の地方公共団体の財政再建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15日に成立した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 地方財政計画等の策定 平成19年度地方財政計画の策定等により、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとしたことから、施策の有効性が認められた。今後も、所要の財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の財源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行政財政基盤の拡充を推進することが必要である。</p> <p>(2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税法の一部改正により、平成19年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が図られたことから、施策の有効性が認められる。今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でその算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行う必要がある。また、一定規模以上の自治体について、不交付団体の割合を向上させることが必要である。</p> <p>(3) 公債費負担の適正化 平成18年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた30団体は全て完了し、起債制限比率が一定水準以下となったことから、施策の有効性が認められる。その一方で、地方債協議制度への移行に伴い新たに実質公債費比率の適正な管理が求められることから、今後も引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施等により、財政収支を改善し、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考となる指標</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政計画の規模</td> <td>83兆7,687億円</td> <td>83兆1,508億円</td> <td>83兆1,261億円</td> </tr> <tr> <td>一般財源比率</td> <td>64.0%</td> <td>66.6%</td> <td>68.1%</td> </tr> <tr> <td>地方債依存度</td> <td>14.6%</td> <td>13.0%</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>借入金残高</td> <td>205兆円</td> <td>204兆円</td> <td>199兆円</td> </tr> <tr> <td>地方債計画の規模</td> <td>15兆5,366億円</td> <td>13兆9,466億円</td> <td>12兆5,108億円</td> </tr> </tbody> </table> | | 参考となる指標 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 地方財政計画の規模 | 83兆7,687億円 | 83兆1,508億円 | 83兆1,261億円 | 一般財源比率 | 64.0% | 66.6% | 68.1% | 地方債依存度 | 14.6% | 13.0% | 11.6% | 借入金残高 | 205兆円 | 204兆円 | 199兆円 | 地方債計画の規模 | 15兆5,366億円 | 13兆9,466億円 | 12兆5,108億円 |
| 参考となる指標 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方財政計画の規模 | 83兆7,687億円 | 83兆1,508億円 | 83兆1,261億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財源比率 | 64.0% | 66.6% | 68.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方債依存度 | 14.6% | 13.0% | 11.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金残高 | 205兆円 | 204兆円 | 199兆円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方債計画の規模 | 15兆5,366億円 | 13兆9,466億円 | 12兆5,108億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|---------------------------------|----------------------------------|------------------|--|
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」</p> | <p>平成18年7月7日</p> | <p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>ii. 各分野における歳出改革の具体的内容</p> <p>地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の現行法定率は堅持する。 ・過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。 ・これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。 ・各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。 ・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。 <p>2 「簡素で効率的な政府」への取組（不交付団体の拡大等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。 |

平成19年度実績評価書要旨

実績評価書 p 79

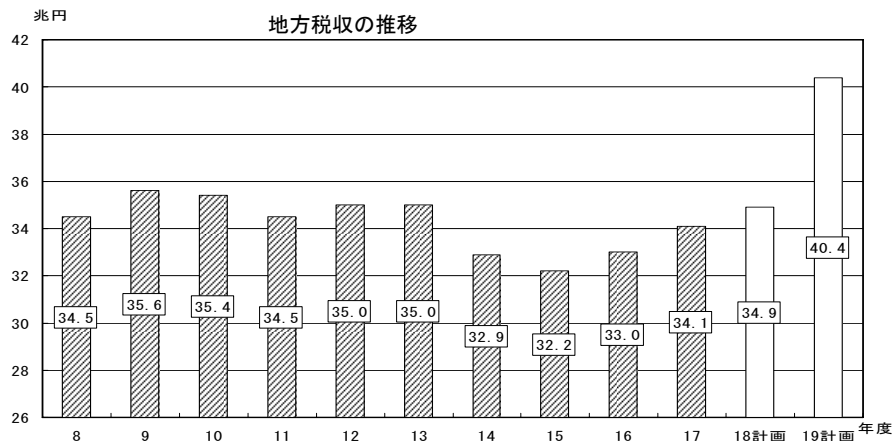
評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治税務局企画課 外 4課室

| 施策名 | 分権型社会を担う地方税制度の構築 | 政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行政策10 |
|-------------------------------|---|----------------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>平成19年度税制改正の概要 税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の改正を行い、地方税制度の構築に努めた。</p> <p>ア 経済活性化等 【減価償却方法の見直し】 国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を次のとおり見直す。 ① 償却可能限度額・残存価格の廃止 ② 償却方法（定率法の見直し） 【上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長】 上場株式等の配当及び譲渡益に係る都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。</p> <p>イ 安心・安全のための税制 【住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設】 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額する特例措置を創設する。</p> <p>ウ 環境税制 【低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長】 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期間を2年延長する。</p> <p>エ その他 ① テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設 ② 地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長 ③ JRに係る固定資産税の承継特例、三島会社特例の5年延長 ④ 固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要の措置</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>○21世紀を迎え、少子高齢化、就労形態・ライフスタイルの多様化など、我が国経済社会の構造が大きく変化しており、こうした構造変化に的確に対応し、持続的な質の高い経済社会を作り上げていくとともに、世代内の公平だけでなく、世代間の公平の活性化を実現するため、「あるべき税制」を実現することが肝要である。</p> <p>また、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権を推進するため、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める改革が必要である。</p> <p>○平成18年度税制改正における、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から実施され、地方税源の充実が図られた。また、平成19年度の税制改正では、法人所得課税における減価償却制度の見直しやバリアフリー改修促進税制の創設など、社会経済情勢の変化等に適切に対応した。さらには非課税等特別措置の整理合理化などを行った。</p> <p>地方税制度の改正は、中・長期的な観点から所要の改正を実施するものであり、指標を単年度と比較しても大きな変化が表れることは少ないが、上記のように社会経済情勢の変化に対応して毎年度の改正を行うことにより、分権型社会を担う地方税制度を構築するにあたって有効性が認められるとともに、各種団体等からの税制改正要望等を受け、税制調査会等の審議を経て、国会において社会・経済情勢に適応した税制改正を実現していることから効率性という側面においても一定の成果が認められる。</p> <p>○今後はさらに地方分権を推進し、地方の自主性、自立性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるよう、引き続き地方税の充実確保を目指していくとともに、3兆円の税源移譲が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強化を図っていく必要がある。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。



※決算額は、地方財政計画ベース(決算統計の数値から、超過課税分、法定外税及び利子割還付分を控除したもの)の数値である。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第166回における安倍内閣総理大臣施政方針演説

平成19年1月26日

(魅力ある地方の創出)
 交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指します。
 (国と地方の行財政改革の推進)
 本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代は広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

平成18年7月7日

第3章 財政健全化への取組
 (5) 地方税について、国、地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

平成 1 9 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 1 9 年 6 月

担当部局名：自治行政局 自治政策課他4課室

| 施策名 | 政策体系上の位置付け | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|-------------|--|-----|------|-----|------|-----|------|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|------|---|---|---|---|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|------|---|---|---|---|----|---|-------------|----|----|----|----|----|----|------------|-----|------|----|----|----|----|----|----|-------------|-----|----|----|----|----|----|------------|-----|------|----|----|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|------------|-----|------|---|---|---|---|----|----|------|----|----|----|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|---|--|--|--|----|----|----|----|----|----|--|----|-----|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 2 分権型社会への着実な移行 政策11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | 地方公共団体の地域づくりの支援、地方公共団体の国際化施策の推進、地方公共団体における P F I 事業の推進、過疎地域の自立促進、辺地に係る財政上の特別措置の実施等の施策により活力、個性、魅力にあふれる地域づくりを図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 地域づくりは地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対しては、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置を行うことは、地域の活性化に必要であると考えられる。平成19年通常国会における総理大臣の施政方針演説においても、「魅力ある地方の創出」が掲げられるなど、国民や社会のニーズを受け、政府が一丸となって地域の再生に向け施策を推進しており、必要性が認められる。</p> <p>(有効性) 活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの円滑な実施を助言する立場から総務省として指針を策定し、各地方公共団体に対して、地域づくりの自主的な取組を要請している。地域づくりは各地方公共団体の自主的な取組によるものであり、一定の指標等により目標を定めてその達成状況から総務省の政策を評価することは困難である。しかしながら、参考となる指標から、地域活性化事業債の制度を一定数の団体が利用していることや18年度末の辺地数が対前年度比1.1%減となっていることなど参考となる指標の状況から、地域づくりが進展していることが確認できるため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 地域の活性化に資する事業の中でも、特に効果的な循環型社会形成、少子高齢化対策、地域資源の有効活用促進などに限定して事業を行っているため、効率性は確保されていると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 地域づくりを推進するため、継続的に事業を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>地方分権をにらんで、個性豊かで活力や魅力にあふれる地域社会の実現を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 ・辺地数の推移 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">参考となる指標</th> <th colspan="2">16年度</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>事業数</th> <th>団体数</th> <th>事業数</th> <th>団体数</th> <th>事業数</th> <th>団体数</th> <th>事業数</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">循環型社会形成事業</td> <td rowspan="2">新規分</td> <td>都道府県</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>指定都市 市町村</td> <td>89</td> <td>74</td> <td>68</td> <td>66</td> <td>75</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">継続分</td> <td>都道府県</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>指定都市 市町村</td> <td>58</td> <td>54</td> <td>53</td> <td>48</td> <td>50</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">少子・高齢化対策事業</td> <td rowspan="2">新規分</td> <td>都道府県</td> <td>34</td> <td>19</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>30</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>指定都市 市町村</td> <td>100</td> <td>88</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>61</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域資源活用促進事業</td> <td rowspan="2">新規分</td> <td>都道府県</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>36</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>指定都市 市町村</td> <td>52</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域資源活用促進事業</td> <td rowspan="3">継続分</td> <td>都道府県</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>55</td> <td>53</td> <td>59</td> <td>54</td> <td>66</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> | 参考となる指標 | | | 16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 循環型社会形成事業 | 新規分 | 都道府県 | 5 | 4 | 8 | 8 | 11 | 11 | 指定都市 市町村 | 89 | 74 | 68 | 66 | 75 | 65 | 継続分 | 都道府県 | 9 | 7 | 8 | 5 | 11 | 8 | 指定都市 市町村 | 58 | 54 | 53 | 48 | 50 | 44 | 少子・高齢化対策事業 | 新規分 | 都道府県 | 34 | 19 | 28 | 13 | 30 | 18 | 指定都市 市町村 | 100 | 88 | 56 | 55 | 61 | 52 | 地域資源活用促進事業 | 新規分 | 都道府県 | 25 | 18 | 36 | 24 | 35 | 24 | 指定都市 市町村 | 52 | 46 | 44 | 37 | 32 | 28 | 地域資源活用促進事業 | 継続分 | 都道府県 | 6 | 5 | 2 | 2 | 18 | 16 | 指定都市 | 55 | 53 | 59 | 54 | 66 | 58 | 市町村 | 2 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | | | | 19 | 18 | 23 | 16 | 24 | 24 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>辺地数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.3.31現在</td> <td>7,243</td> </tr> <tr> <td>16.3.31現在</td> <td>7,172</td> </tr> <tr> <td>17.3.31現在</td> <td>6,978</td> </tr> <tr> <td>18.3.31現在</td> <td>6,866</td> </tr> <tr> <td>19.3.31現在</td> <td>6,790</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 辺地数 | 15.3.31現在 | 7,243 | 16.3.31現在 | 7,172 | 17.3.31現在 | 6,978 | 18.3.31現在 | 6,866 | 19.3.31現在 |
| 参考となる指標 | | | 16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 循環型社会形成事業 | 新規分 | 都道府県 | 5 | 4 | 8 | 8 | 11 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 指定都市 市町村 | 89 | 74 | 68 | 66 | 75 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 継続分 | 都道府県 | 9 | 7 | 8 | 5 | 11 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 指定都市 市町村 | 58 | 54 | 53 | 48 | 50 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 少子・高齢化対策事業 | 新規分 | 都道府県 | 34 | 19 | 28 | 13 | 30 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 指定都市 市町村 | 100 | 88 | 56 | 55 | 61 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域資源活用促進事業 | 新規分 | 都道府県 | 25 | 18 | 36 | 24 | 35 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 指定都市 市町村 | 52 | 46 | 44 | 37 | 32 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域資源活用促進事業 | 継続分 | 都道府県 | 6 | 5 | 2 | 2 | 18 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 指定都市 | 55 | 53 | 59 | 54 | 66 | 58 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 市町村 | 2 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 19 | 18 | 23 | 16 | 24 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 辺地数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15.3.31現在 | 7,243 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16.3.31現在 | 7,172 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17.3.31現在 | 6,978 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18.3.31現在 | 6,866 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19.3.31現在 | 6,790 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第166回国会総理施政方針演説 | 平成19年1月26日 | 地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え押しつけるという、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 | 平成18年7月7日 | 平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：行政管理局行政情報システム企画課 外

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| <p>施策名</p> | <p>利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進</p> | <p>政策体系上の位置付け 3 電子政府・電子自治体の推進政策12</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 電子政府の推進 「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指す。 イ 地方公共団体の情報化の推進 「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていく。</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) ア 利用者にとって使いやすく利便性を実感できる行政サービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、申請・届出等手続のオンライン利用を促進する必要がある。 また、行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、業務・システムの最適化を着実に推進する必要がある。 イ IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。 今後は、「IT新改革戦略」、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「新電子自治体推進指針」等への対応のため、体制の確保や調査研究等が必要である。</p> <p>(有効性) ア 以下により、電子政府の推進について、一部に課題がみられるものの、取組の有効性が認められる。 平成18年3月に手続ごとにこれらの具体的な改善措置を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」を策定した。その後、各府省に同計画の着実な推進と追加措置の検討を要請、その結果、電子申告の税額控除等の様々な追加措置を盛り込む形で同計画を改定した。 電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移し、特に平成18年度の増加が顕著となっている。また、目標値の3,000万件を達成するなど、国民等利用者に広く利用されている状況がみられる。 IT化に対応した業務改革については、平成17年度までに最適化計画を策定した業務・システム76分野に加え、平成19年4月までに新たに9分野の業務・システムにおいて業務システムの集中化など様々な効率化措置とそれによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した最適化計画が着実に策定されている。 また、業務の効率化や運用経費の削減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、業務・システムの最適化により整備される府省共通システムの共同利用化の推進を図っている。 人事・給与関係業務情報システムの導入については、平成19年度末までに各府省においてシステムを導入することとしていたが、18年度末までに2府省（うち1府省はシステム導入のみ）となっている。本最適化業務に関してはスケジュール等を含め、平成19年6月を目途に最適化計画を見直すこととなっている。 イ 都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は100%を達成しており、地域情報ネットワークの整備や公的個人認証サービスの開始、電子自治体オンライン利用促進指針の策定等の総務省の取組に有効性があつたことが把握できる。また、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は31.5%を達成している。</p> <p>(効率性) ア 骨太方針2006では、全府省の業務・システム最適化に係る投資額の削減について、2007年度の予算額を当初の予算額から2割以上削減することを目指すとされていたが、総務省が内閣官房と協力しつつ、システム構築に係る優先順位付けやシステムの機能、単価、工数等の厳正な精査等を行い、それらを踏まえて財務省が予算査定を行った結果、全府省として目標を大幅に超える3割の削減を達成した。 イ 総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）」を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。</p> <p>(反映の方向性) ア ①「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な推進を図るため、各府省における実施状況を把握するとともに、当該計画の目標達成に向けた追加方策を検討、②e-Govに整備した総合的なワンストップサービスへの順次の移行作業を実施するとともに、同サービスの適切な維持・管理を図ること、③策定済みの最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによる最適化の取組を推進、等の課題に取り組むため、・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置、事務改善等が必要。 イ 電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進や業務・システムの効率化、地方公共団体におけるセキュリティ対策の強化、公的分野等への利用範囲の拡大などの公的個人認証サービスの利活用の検討、ICTを活用した住民参画の促進等に係る予算措置、事務改善等が必要。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 |
|---|---|---------|------|----------|---------------|--|---|
| 行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。 | 国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率 | 50% | 22年度 | — | 11.3% | 15.3% | 電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。 |
| | 地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率（電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率） | 50% | 22年度 | — | 11.3% | 17.5% | |
| | 業務・システムの最適化の推進 | — | — | — | 最適化計画76分野を策定済 | 最適化計画83分野を策定済、未策定3分野のうち2分野については19年度4月までに策定済。残る1分野を策定中。 | |
| | 電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数） | 3,000万件 | 18年度 | 約2,400万件 | 約2,700万件 | 約3,700万件 | |
| | 市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率 | 100% | 22年度 | — | — | 31.5%（都道府県は100%を達成） | |

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|---------------------------|----------------------------------|--|
| 第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 平成18年1月20日 | 「IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。 |
| 「今後の行政改革の方針」 | 平成16年12月24日閣議決定 | CIO連絡会議の下、総務省において、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。 |
| 「IT新改革戦略」 | 平成18年1月19日IT戦略本部決定 | 国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年までに50%以上とする。 |
| 「電子政府推進計画」 | 平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 | 利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、さらなる効果の向上を図る。 |
| 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 | 平成18年7月7日 | 内閣官房が総務省の協力を得て、・・・システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度の予算額を当初の予算額（998億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。 |
| 重点計画-2006 | 平成18年7月26日IT戦略本部決定 | 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進 |

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 他5課室

| 施策名 | 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供 | | 政策体系上の位置付け | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-------------------|--|------------|------------|------|-----|------|------|------|------|-------------|---|---|--------|--------|--------|-----------------|---|---|------------|------------|------------|----------------|----|--------|------|------|------|
| | | | 4 「u-Japan政策」の推進 政策13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の概要 | <p>1 電気通信事業における競争環境の整備 ネットワーク構造の変化に対応した競争ルール等の検討を行うとともに、電気通信市場の競争状況の評価を行い、公正な競争環境の整備を図っていく。</p> <p>2 高速・超高速ネットワークインフラの整備 都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るため、民間事業者に対する金融措置等を行うとともに、地方公共団体と連携し整備を促進する。</p> <p>3 IPv6の普及促進 国民の多くが次世代インターネットプロトコルIPv6による利便性の高いサービスを楽しむことができるインターネット環境を実現するため、IPv6の普及・促進等を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>1 電気通信事業における競争環境の整備 指標である「電気通信事業者数」、「ブロードバンド契約者数」とも順調に増加し、料金についても、特に携帯電話において、各種割引制度や無料通話分の充実により実質的に下降傾向にある。また、ブロードバンドの普及により、動画配信サービスが急速に普及するなど、多様で高度なサービスが提供されつつある。現状では、概ね電気通信市場の競争ルールが有効に機能し、健全な競争が行われていると認められる。</p> <p>2 高速・超高速ネットワークインフラの整備 指標である「ブロードバンド・ゼロ地域」は着実に減少しており、以上の取組は有効に機能していると言える。</p> <p>3 IPv6の普及促進 平成18年度と比較した我が国へのIPv6アドレス割り振り数は増加（平成17年度91→平成18年度96）しており、IPv6への移行に向けた実証実験等で得られる各種技術や金融措置等は有効に機能していると言える。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>電気通信事業の公正な競争環境等の整備により、電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供を促す。</p> <table border="1" data-bbox="432 1373 1350 1525"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者数の推移</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13,090</td> <td>13,774</td> <td>14,296</td> </tr> <tr> <td>ブロードバンド契約者数等の推移</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19,557,146</td> <td>23,301,105</td> <td>26,438,403</td> </tr> <tr> <td>ブロードバンドゼロ地域の解消</td> <td>0%</td> <td>平成22年度</td> <td>7.0%</td> <td>6.1%</td> <td>4.8%</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 電気通信事業者数の推移 | — | — | 13,090 | 13,774 | 14,296 | ブロードバンド契約者数等の推移 | — | — | 19,557,146 | 23,301,105 | 26,438,403 | ブロードバンドゼロ地域の解消 | 0% | 平成22年度 | 7.0% | 6.1% | 4.8% |
| 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業者数の推移 | — | — | 13,090 | 13,774 | 14,296 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロードバンド契約者数等の推移 | — | — | 19,557,146 | 23,301,105 | 26,438,403 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロードバンドゼロ地域の解消 | 0% | 平成22年度 | 7.0% | 6.1% | 4.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 第164回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 年月日 平成18年1月20日 | 記載事項（抜粋） 我が国は、この4年半で、高速インターネットの加入者数が85万から2200万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：情報通信政策局放送政策課 他6課室

| <p>施策名</p> | <p>高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現</p> | <p>政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策14</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|---|------|------|--------------|--------------|--|------|------|-----|------|------|------|------|------------------|-----------------|-----------------------------|----|------|--|--------------|--------------|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>「重点計画-2006」（平成18年1月19日）等に基づき、全放送メディアのデジタル化等により、高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現を目指す。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、世界最先端のIT国家となることを目指しており、「重点計画-2006」の中で、「2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行」の実現が示された。こうした中で、国は各種の施策を調和が取れた形で講じ、全放送メディアのデジタル化等の実現により、高度で利便性の高い多様な放送サービスの普及と発達を図ることが必要である。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究は、パイロット実証実験を実施し、高度なサービスを公共分野に導入した場合の効用を具体的に見える形で検証し、また、こうしたサービスの実用化と普及を図るための課題や解決策も明確化されたところであり、有効性が認められる。 ・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく地上デジタル放送施設デジタル化促進税制の活用は、年々増加してきており、有効に活用されているところである。 ・ブラジルにおいて技術的な優位性が高く評価され、日本方式を基礎とした地上デジタル放送方式の採用が決定されたことに鑑み、デジタル放送の導入を検討している各国において実証実験等を通じた各国のニーズに適した技術要素の検討は有効である。 ・地上アナログ放送の停波に関する認知度については、地上アナログ放送が終了すること自体は9割以上の人に認知され、終了時期について正しく認知している人は、約6割に達しており、周知・広報活動は有効性が認められる。 ・BSデジタル放送について受信可能世帯数でみると、3波共用機の普及とも相俟って順調に増加しており、また、CSデジタル放送についても、視聴契約者数は順調に増加しており、ともに施策の有効性が認められる。 ・ラジオ国際放送については、小型の短波ラジオ受信機さえあれば受信可能であることから、世界各国で我が国の情報を発信することが可能であり、施策として有効である。 ・ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数は着実に増加しており、ケーブルテレビの普及に係る税制・財政等の支援措置の有効性が認められる。また、電気通信基盤充実臨時措置法に係る支援措置について、ケーブルテレビ事業者等に対して周知を行った結果、同法に基づく認定件数が増加し、この認定による実施計画に基づき、デジタル化に対応した高度なケーブルテレビ施設の整備が促進されたことから、本取組の有効性が認められる。 ・民放テレビの難視聴等の解消世帯数については、要望があった事業については全て実施することができ、難視聴の解消に寄与したため、一定の有効性があったと言える。 ・有識者による研究会を開催し、次世代放送システムの技術課題のリスト化という目標を達成できたことから、有効性が認められる。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送の各種サービス等の実用化とその活用の促進のため、明確化された課題や解決策等を周知 ・地上放送のデジタル化の実現と円滑な普及を図るための予算枠の拡大を検討 ・国際普及型デジタル放送方式の開発のための継続的な予算確保 ・衛星デジタル放送の普及による周波数の有効利用等をはかるための予算確保等 ・国際放送の強化を図るための予算確保 ・NHK映像国際放送を再編、外国人向け部分を強化した新たな放送を平成20年度後半中に開始するための具体策を検討 ・ケーブルテレビ施設の整備を支援するため、継続的な予算確保等 ・次世代放送システム実現のための予算確保 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1798 1394 2098"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>基本目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上デジタル放送の利活用の推進</td> <td>①地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進等(※1)</td> <td>活用</td> <td>22年度</td> <td></td> <td>パイロット実証実験を実施</td> <td>パイロット実証実験を実施</td> <td>携帯端末向け放送、サーバー型放送、電波遮蔽空間での放送、通信インフラを利用した放送及び高度なデータ放送のサービスの実用化等、地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進の状況により、基本目標の進行管理をするものである。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | 地上デジタル放送の利活用の推進 | ①地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進等(※1) | 活用 | 22年度 | | パイロット実証実験を実施 | パイロット実証実験を実施 | 携帯端末向け放送、サーバー型放送、電波遮蔽空間での放送、通信インフラを利用した放送及び高度なデータ放送のサービスの実用化等、地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進の状況により、基本目標の進行管理をするものである。 |
| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地上デジタル放送の利活用の推進 | ①地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進等(※1) | 活用 | 22年度 | | パイロット実証実験を実施 | パイロット実証実験を実施 | 携帯端末向け放送、サーバー型放送、電波遮蔽空間での放送、通信インフラを利用した放送及び高度なデータ放送のサービスの実用化等、地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進の状況により、基本目標の進行管理をするものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 |
|------------------------|--------------------------------|---|-----------|-------|------------|-------------------------------|--|---|
| | 地上放送のデジタル化の推進 | ②高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく地上放送施設デジタル化促進税制等の活用(※2) | 活用 | 22年度 | 167件 | 193件 | 225件 | 地上デジタル放送を開始するための前提となるアナログ周波数変更対策の実施状況、放送開始に必要な設備投資に対する支援措置の進捗状況を表す高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく地上放送施設デジタル促進税制等の活用及び地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数により、基本目標の進行管理をするものである。 |
| | | ③地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数 | 約4,800万世帯 | 22年度 | 約1,810万世帯 | 約2,840万世帯 | 約4,000万世帯 | |
| | | ④アナログ周波数変更対策の実施(※3) | | | | | | |
| | 衛星デジタル放送の普及 | ⑤BSデジタル放送受信可能世帯数 | - | - | 830万世帯 | 1,172万世帯 | 2,217万世帯 | 衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信可能世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。 |
| | | ⑥CSデジタル放送視聴契約者数 | | | 418万件 | 447万件 | 465万件 | |
| | ケーブルテレビの普及・高度化 | ⑦ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数(※4) | 約2,300万世帯 | 22年度 | 約1,060万世帯 | 約1,280万世帯 | 約1,870万世帯 | 国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は「e-Japan重点計画-2004」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。 |
| 民放テレビの難視聴等の解消 | ⑧難視聴解消世帯数 | 1,000世帯 | 18年度(単年度) | 623世帯 | 409世帯(40%) | 202世帯(20%) | 民放テレビの難視聴等の解消状況を表す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。 | |
| デジタル放送技術等に関する調査研究等 | ⑨概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題 | 課題のリスト化 | 18年度 | - | - | 次世代放送システム実現のための技術開発課題・実現年度を整理 | 放送のデジタル化完全移行後の次世代放送システムの概要及び実現年度の明確化を指標とする。 | |

(※1) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた指標は、「携帯端末向け」「サーバー型放送」「通信インフラを利用した放送」「高度なデータ放送」の各サービス状況を指標としていたが、個別のシステムに特化して見るのではなく、地上デジタル放送全体として、その特色を生かしたサービスの実用化が目標であるので、平成19年度実績評価書においては、これらの指標を統合し、地上デジタル放送の利活用の状況を把握するのに適した新たな指標に変更した。

(※2) 平成16年度にすべての民放事業者が認定されているため、今後は、地上放送施設デジタル化促進税制等の支援施策を活用し、デジタル化が積極的に進められることが期待されるため、申請件数を指標とする。
なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。

(※3) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた目標は、当該施策のうちの一部についてのものであることから、平成18年度末に従来の指標を改定した。
なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。

(※4) 平成17年度政策体系表ではBSデジタル放送への対応状況を指標としていたが、その後、ほぼすべての事業者が地上デジタル放送の再送信に対応する必要があることから、平成17年度からは実態把握に適した上記指標に変更し、平成18年度実績評価書から反映している。

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------------------|-------------------------------|------------|--|
| | e-Japan重点計画2004(I T戦略本部決定) | H16. 6. 15 | ・地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進 ・ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し、 |
| | I T新改革戦略(I T戦略本部決定)重点計画-2006 | H18. 1. 19 | ・2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。(重点計画-2006) |
| | | H18. 7. 26 | ・ケーブルテレビについては、地上デジタルテレビ放送への完全移行等放送のデジタル化に対応するため、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し、 |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(閣議決定) | H18. 7. 7 | 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。 |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：情報通信政策局総合政策課 他15課室

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| <p>施策名</p> | <p>社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進</p> | <p>政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策15</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 地域の情報化の推進等 地域の情報化基盤となる「地域公共ネットワーク」について、全国普及を目標として整備支援を行っている。また、沖縄においては、「沖縄国際情報特区構想」により、社会・経済のICT化を促進している。 イ コンテンツの流通促進 光ファイバー等のブロードバンド網の整備やデジタル放送の普及など、高度な情報ネットワーク基盤の整備・普及が進む中で重要性を増している、こうしたインフラを十分に活用した、良質なコンテンツの制作及び流通の促進を図る。 ウ 電子商取引の普及発展 ネットワーク上の取引における安全性・信頼性を高める電子署名の利活用を促進するため、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動に取り組むことにより、電子商取引の活性化を図る。</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (総合的判断) ・地域公共ネットワークの全国整備については、平成18年度においても未整備の地域が存在していることから、「IT新改革戦略」に基づき、地域公共ネットワークの全国整備を目標に掲げ、引き続き地方公共団体等を支援していく必要がある。 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発については、サイトの内容の充実化により、着実に運営している。 ・電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立については、平成18年度において、評価項目について検証を実施し、その評価手法の確立を図った。 ・平成18年度より、インターネットにおける経路情報の誤りによる通信障害（経路ハイジャック）の検知・回復・予防に関する研究開発を実施している。 ・情報通信分野の人材育成については、研修受講者数が平成16年度3,874人、平成17年度2,411人、平成18年度2,677人と、累計受講者数は着実に増加している。 ・情報通信ニュービジネスの振興については、平成18年度助成金交付事業者の事業化率が助成年度終了時点で既に25%に達しており、他の交付事業者も順次事業化を予定していることから、事業化率はさらなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。 ・テレワーク・SOHOの推進については、総務省職員によるテレワークの本格開始や産学官一体による「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など普及に直結する実践的な取組により、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加しており、有効性が認められる。</p> <p>(必要性) ICTは、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせるものであり、IT戦略本部において、政府一体となったIT戦略（e-Japan戦略等）を策定・推進しているところである。これを受け、社会・経済のICT化を着実に推進する必要がある。 一方、社会・経済のICT化が進むことによって生じる様々な問題・課題が懸念されており、これらの問題・課題に適切に対処し、利用環境を整備することによって、安心・安全なICT利活用を促進する必要がある。</p> <p>(有効性) ・地域公共ネットワークの全国整備については、平成16年度から平成18年度の3ヶ年で全国整備率は着実に高まっており、政策の有効性が認められる。 ・国民のための情報セキュリティサイト」による普及啓発により、情報通信利用の適正化が促進されており、有効性が認められる。また、研究開発等の実施により、インターネットの安心・安全な利用環境が促進され、有効性が認められる。 ・情報通信分野の人材育成については、「情報通信人材研修支援事業」により、助成を受けた研修事業の累計受講者数は着実に増加し、その有効性が認められる。 ・情報通信ニュービジネスの振興については、平成18年度助成金交付事業者の事業化率は助成年度終了時点で既に25%に達しており、今後、他の交付事業者が順次事業化を予定していることから、事業化率は上昇が見込まれ、有効性が認められる。 ・自ら率先して普及させる観点からの総務省職員によるテレワークの開始や「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など実践的な取組により、有効性を高めている。</p> <p>(効率性) ・地域公共ネットワークの全国整備については、「地域公共ネットワークに係る標準仕様」を作成し、地方公共団体等が地域公共ネットワークを整備する際に、適正規模での設計・整備を行うための情報提供を実施していることで、ゼロから設計・整備を行うことに比べ、コストを低減している。 ・情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上については、国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整備することなどにより、効率的に迅速な対応等を行うことが可能となる。 ・情報通信分野の人材育成については、助成対象となる研修事業の内容を高度なもの（例えば、ITアーキテクト等、情報通信システム等の開発の上流工程を担う人材を育成する研修事業）に限定し効率性を高めている。 ・単独では民間からの出資を得ることが困難なスタートアップ期のICTベンチャーに対し、国が一部の資金を助成し、民間からの出資を後押しするスキームを構築することにより、効率的な支援を行っている。 ・テレワーク・SOHOの普及促進に繋がるより実践的な取組となるよう、「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図り、効率性を高めている。</p> | |

(反映の方向性)

- ・コンテンツの利用・流通に関するルールのあり方についての調査研究及び実証実験のための予算措置
- ・IPネットワークを利用したコンテンツの流通に向けた開発・実証のための予算措置
- ・電子署名及び認証業務に関する法律に基づく普及啓発活動及び調査研究の継続実施のための予算措置
- ・調査研究を実施することにより、認定制度の適切かつ効率的な運用を維持するための検討
- ・効果的な普及啓発活動の実施方法について検討
- ・国民一般に向けた情報セキュリティ周知啓発の実施、ボットネットに対処する総合的な枠組みの検討等、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に必要となる取組みを推進
- ・情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援
- ・国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国と事業者間における情報伝達体制の活用等を推進
- ・高度情報通信人材育成に向け、取組みを引き続き推進
- ・助成した研修事業の評価の在り方等を引き続き検討
- ・ICTベンチャーの経営人材育成の充実を検討
- ・字幕放送の普及促進等のICT利用環境のユニバーサル化と障害者等の個別ニーズへの支援を引き続き推進
- ・テレワーク・SOHOの推進について、効果的な普及啓発方法を検討

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

| 基本目標 | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 |
|---|-------------------------------|---------------------------|------|--------|---------------------|-----------------------|---|
| 地域情報化の推進 | 地域公共ネットワークの全国整備率 | 全自治体に普及 | 22年度 | 63.4% | 71.6% | 71.9% | IT新改革戦略に基づき、2010年までの全国整備を目標としており、毎年度整備状況を把握する。 |
| 情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上 | 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立 | セキュリティ品質評価手法の確立 | 18年度 | — | OSの評価項目の抽出及び検証環境の構築 | OSのセキュリティ品質の評価手法を確立 | 安心・安全な利用環境の整備のため、電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質、ボットネットによるサイバー攻撃への対処策により進行管理する。 |
| | ボットネットによるサイバー攻撃への対処 | ボットネットに対処する総合的な枠組みの構築 | 22年度 | — | — | ボットネットに対処する総合的な枠組みを検討 | |
| 情報通信分野の人材育成 | 情報通信分野の研修受講者数（16年度～19年度） | 13,000人 | 19年度 | 3,874人 | 2,411人 | 2,677人 | 情報通信分野の人材育成状況を示す情報通信分野の研修受講者数により本目標を進行管理するものである。 |
| 情報通信ニュービジネスの振興 | ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率） | 18～20年度に助成した案件の平均事業化率が70% | 22年度 | — | — | 25% | ニュービジネスの創出状況をより直接的に示す指標として、ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）を採用している。 |
| テレワーク・SOHOの推進 | テレワーカーが就業者人口に占める割合 | 20% | 22年度 | — | 10.4% | — | テレワーク・SOHOの推進を直接的に示す指標として、テレワーカーが就業者人口に占める割合を把握している。 |

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|----------------------------|------------|---|
| 第百六十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 | 平成19年1月26日 | 「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築） テレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。 |
| 日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～ | 平成19年1月25日 | 第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 —新たな「創造と成長」への道筋— (1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革 (ii) 生産性向上への取組 (ITとサービス産業の革新による生産性の向上) 産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。ITにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。 |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総合通信基盤局電波部電波政策課 他7課室

| | | | |
|---------------------------------|---|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進</p> | | <p>政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策16</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 新たな電波利用システムの導入 世界最先端のブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進を図るため、関連技術の研究開発及び調査研究等に基づく新たな電波利用システムの導入を実現する。</p> <p>イ 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進 電波の実際の利用状況の調査・評価に基づき電波の有効利用の推進をはかり、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分を実現する。 本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。</p> <p>ウ 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備 電波の監視や技術基準の策定等により電波利用の適正化・効率化を図り、電波の有効利用を推進するとともに、電波防護指針の策定により安心して安全な電波利用環境の一層の整備を推進する。 また、本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。</p> <p>エ 電波の利用環境の整備 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進に貢献するため、過疎地域や遮へい空間での携帯電話等の利用が可能となるように支援を行う。本施策の進行管理のための指標の目標値は、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。</p> | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>ア 超高速インターネット衛星の研究開発等の状況 超高速インターネット衛星については、平成19年度の打ち上げを目指し、NICT運営費交付金により、その衛星搭載機器の機能実証に向けた開発が行われている。また、平成11年度からは「アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム」を毎年開催している。平成18年度にWINDS(超高速インターネット衛星)利用実験の参加者を募集し、国内外から多くの実験提案が提出された。 国際フォーラムにおける国内外の衛星通信専門家等との情報交換を通じて、産官の共通認識が醸成されつつあり、本施策は有効である。また、国内外の衛星通信専門家等が一同に会するフォーラムの開催は、効率的な情報共有を可能としている。本施策はWINDS利用実験の参加者を募集した結果、国内外から具体的な実験提案が提出されたため、衛星の実用化に向けた国際共同実験の推進施策として有効である。</p> <p>イ ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況 平成18年9月の会合において、ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上・運用上の特性について日本提案が盛り込まれた暫定新勧告案を作成した。</p> <p>ウ 過疎地域等において携帯電話が新たに利用可能となった人口 平成18年度において、過疎地域等において新たに約42,000人が携帯電話を利用することが可能になった。 過疎地等において、携帯電話を利用できるようになった人口数が着実に増加しており、地域住民等の利便性の向上に有効である。 携帯電話のエリア拡大のために基地局の設置以外の方法はなく、現時点においては本施策以外の効率的な手段は存在しない。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>ア 超高速インターネット衛星の研究開発等の状況（目標値：実用化、目標年度：22年度） 超高速インターネット衛星は、平成19年度の打ち上げを、及び平成22年度の実用化を目指し、NICT運営費交付金により、その衛星搭載機器の機能実証に向けた開発が行われており、平成11年度からは「アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム」を毎年開催している。また、平成18年度に参加者を募集したWINDS利用実験の円滑な実施を目指す。</p> <p>イ ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況（目標値：国際標準化、目標年度：21年度） ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上、運用上の特性に関する我が国の提案について、勧告化を積極的に進めている。 引き続き国際的なITS情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施する。 安全運転支援情報通信システムの実証実験を効果的・効率的に行うための体制整備。</p> <p>ウ 過疎地域等において携帯電話が新たに利用可能となった人口（目標値：20万人、目標年度：20年度） 平成18年度において、過疎地域等において新たに約42,000人が携帯電話を利用することが可能になった。 引き続き、平成20年度までに、平成18年度からの累計で20万人の達成を目指す。</p> | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>IT新改革戦略</p> <p>重点計画-2006</p> | <p>年月日</p> <p>2006年1月19日</p> <p>2006年7月26日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> <p>II 1. ○世界一安全な道路交通社会</p> <p>II 1.4 世界一安全な道路交通社会</p> <p>II 2.2 (1) (ウ) 条件不利地域における情報格差の是正</p> <p>II 2.2 (3) デジタル時代に対応した電波利用等の推進</p> <p>II 3.1 ②(1) 超高速インターネット衛星の研究開発</p> |

平成 1 9 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 1 9 年 6 月

担当部局名：情報通信政策局技術政策課 他 7 課室

| <p>施策名</p> | <p>ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> | | <p>政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策17</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-------------------|---|------|------|---|-----|------|------|------|------|----------|--------------------------|-----|------|------|------|-----|---|----------------------|-------|------|-----|-----|-----|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>国際競争力の維持・強化等を図り持続的発展や国際的地位にふさわしい国を実現するため、情報通信分野における研究開発・標準化を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (総合評価) 専門家による評価の結果、平成18年度に実施されたほぼ全て（99%）の研究開発事業について「成果あり」との結果が得られており、目標（毎年度80%以上）を達成している。なお、平成18年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により161件の研究開発事業が、総額約105億円の予算により実施され、論文数が998件、特許申請数が国内外を合わせ350件に上るなど、着実な成果が見られる。 また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF等への標準提案が64件に上るなど、着実な成果が見られる。さらに、アジア諸国と国際共同研究等を実施している会合や情報通信分野の標準化協力を推進する会合などへの参加を通じて、アジア・太平洋諸国との連携強化が図られるなど、目標達成に向けて着実に成果を上げている。</p> <p>(必要性) 研究開発においては、年々着実な成果が得られているが、技術の進展がめざましい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、積極的かつ柔軟に取り組むことや、研究開発課題の一層の重点化や取組の改善が必要である。さらに、我が国の技術の国際標準化を推進するなど、情報通信分野の研究開発に係る総合的な企画立案機能を強化する体制整備及び研究成果の普及を一層図り、国際競争力の向上を図ることが必要である。</p> <p>(有効性) 平成18年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「産業競争力の強化」等の目標達成に資するものであり有効性が認められる。 また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するためのものであり、有効性がある。</p> <p>(効率性) 平成18年度に実施された各研究開発事業は、総務省および研究者自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、効率性が認められる。 また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し勧告化を進めている。また、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特にAPT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク（NGN）など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。</p> <p>(反映の方向性) ・ユビキタスネット社会の実現に向けて、新規研究開発事業の企画等に関する検討 ・研究開発の成果が、国際競争力の維持・強化やユビキタスネット社会の実現に活かされるための取組の検討 ・我が国の将来にわたる国際競争力の確保のため、標準化活動に対し戦略的な取組の検討 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="373 1413 1393 1865"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>主な指標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門家による評価において成果ありと評価される割合</td> <td>80%</td> <td>18年度</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>99%</td> <td>研究開発については、現在においても直接的・定量的な評価手法は開発されておらず、論文数や特許申請件数などの間接的な指標を用い、これらを基に専門家の意見を交えながら、必要性・効率性・有効性等を総合的に評価するという手法が一般的に用いられているため、「専門家による評価において成果ありと評価される割合」を指標として設定している。</td> </tr> <tr> <td>ITU、IETF等における標準提案の件数</td> <td>20件程度</td> <td>18年度</td> <td>71件</td> <td>36件</td> <td>64件</td> <td>標準化の評価については、総務省の標準化政策の実施による標準化への貢献度合いとして、国際標準化機関への標準提案の件数等が政策評価の指標として考えられる。このような観点に基づき、国際標準化機関ITU、IETF等に提案した「標準提案の件数」を指標として設定している。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 主な指標の考え方 | 専門家による評価において成果ありと評価される割合 | 80% | 18年度 | 100% | 100% | 99% | 研究開発については、現在においても直接的・定量的な評価手法は開発されておらず、論文数や特許申請件数などの間接的な指標を用い、これらを基に専門家の意見を交えながら、必要性・効率性・有効性等を総合的に評価するという手法が一般的に用いられているため、「専門家による評価において成果ありと評価される割合」を指標として設定している。 | ITU、IETF等における標準提案の件数 | 20件程度 | 18年度 | 71件 | 36件 | 64件 | 標準化の評価については、総務省の標準化政策の実施による標準化への貢献度合いとして、国際標準化機関への標準提案の件数等が政策評価の指標として考えられる。このような観点に基づき、国際標準化機関ITU、IETF等に提案した「標準提案の件数」を指標として設定している。 |
| 主な指標 | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 主な指標の考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門家による評価において成果ありと評価される割合 | 80% | 18年度 | 100% | 100% | 99% | 研究開発については、現在においても直接的・定量的な評価手法は開発されておらず、論文数や特許申請件数などの間接的な指標を用い、これらを基に専門家の意見を交えながら、必要性・効率性・有効性等を総合的に評価するという手法が一般的に用いられているため、「専門家による評価において成果ありと評価される割合」を指標として設定している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ITU、IETF等における標準提案の件数 | 20件程度 | 18年度 | 71件 | 36件 | 64件 | 標準化の評価については、総務省の標準化政策の実施による標準化への貢献度合いとして、国際標準化機関への標準提案の件数等が政策評価の指標として考えられる。このような観点に基づき、国際標準化機関ITU、IETF等に提案した「標準提案の件数」を指標として設定している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項（抜粋）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p> | | <p>平成18年1月20日</p> | <p>「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p> | | <p>平成17年1月21日</p> | <p>新しい産業や雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、「科学技術創造立国」を目指します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総合通信基盤局国際部国際政策課 他6課室

| <p>施策名</p> | <p>グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献</p> | | <p>政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策18</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|---|------|-----|------|------------|--|---|---|---|--------------------|--------------------------------|------|--|------------------------------|------|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に向け、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>二国間定期協議・政策対話等の実施状況及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加及び国際プロジェクトの実施等を通じて、我が国の情報通信分野に対する諸外国の理解が進むとともに、国際的な提言の策定に我が国の提案が反映される等、目標達成に向け成果が上がっている。</p> <p>国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消等の課題に加え、インターネットの影の部分への対応等、国際的な取組が必要な新たな課題に対し、積極的かつ継続的な対話・調整・支援が必要である。</p> <p>二国間定期協議・政策対話等の実施及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加については、各国からハイレベルの実務者が参加しており、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行うことが、国際理解・国際協調の面から有効である。</p> <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、定期協議・政策対話、国際機関等の国際会議に我が国が積極的に参加し、政策協調を図ることが必要。我が国の情報通信分野に対する諸外国の理解不足と諸外国の情報通信市場に対する理解不足が存在しており、政府・産業界・学界等が一同となりセミナー等を開催し、諸外国との相互理解を深めることが必要。国際協調の推進、世界的に調和の取れた情報通信分野の発展に貢献するため、英文ニューズレターやインターネットを活用した海外に対する情報発信の強化が重要。また、国際会議における議論の結果を踏まえ、積極的に共同プロジェクトに参画していくことが重要。 アジア太平洋電気通信共同体（APT）、国際電気通信連合（ITU）、経済協力開発機構（OECD）等に対し、資金・人材の両面から継続的な貢献が必要。 国際共同実験については、目標達成に向けて着実に実施されているが、成果をアジア地域へ普及させるための戦略等を踏まえた取組み、拡充が必要。また、国際競争力強化も念頭に置き、アジア地域以外の国も含め最先端の機器を活用したデモンストレーション、パイロット実験も行うことが必要。 我が国にとって3ヶ国目となる米国との電気通信機器に関する相互承認協定（MRA）の署名により、既に締結したMRAと併せて、我が国の電気通信機器の全輸出のうち半分以上のシェアの海外マーケットをカバーすることとなる。このため、国際競争力強化のための重要政策手段であるMRA制度のさらなる活用を促進することが必要であり、WEBサイト構築・セミナーの開催等の各種支援策を実施することが必要。また、新たな国とのMRAの実施可能性についても引き続き検討する。 ICT分野の国際競争力の一層の強化が望まれるところ、デジタル放送、次世代IPネットワーク及びモバイルについて、我が国ICT企業の海外展開を支援するため、総合的な支援・相談窓口の設置、セミナーの開催、官民ミッション団の形成・派遣等が必要。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>達成すべき目標 我が国の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取り組み、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。</p> <table border="1" data-bbox="331 1417 1439 1697"> <thead> <tr> <th>測定指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>測定結果(18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・ITU全権委員会議に総務副大臣が出席 ・ASEM ICT閣僚会合に総務大臣政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・日仏ICTシンポジウムに総務副大臣が出席、EU英独仏との定期協議開催 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アジア・ブロードバンド計画の推進状況</td> <td>10カ国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進</td> <td>20年度</td> <td>累計12カ国（ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進）</td> </tr> <tr> <td>アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現</td> <td>22年度</td> <td>587人 ・アジア太平洋・中東地域を対象にセミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい</td> </tr> </tbody> </table> | | | 測定指標 | 目標値 | 目標年度 | 測定結果(18年度) | 二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等 | — | — | ・ITU全権委員会議に総務副大臣が出席 ・ASEM ICT閣僚会合に総務大臣政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・日仏ICTシンポジウムに総務副大臣が出席、EU英独仏との定期協議開催 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等 | アジア・ブロードバンド計画の推進状況 | 10カ国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進 | 20年度 | 累計12カ国（ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進） | アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現 | 22年度 | 587人 ・アジア太平洋・中東地域を対象にセミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい |
| 測定指標 | 目標値 | 目標年度 | 測定結果(18年度) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等 | — | — | ・ITU全権委員会議に総務副大臣が出席 ・ASEM ICT閣僚会合に総務大臣政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・日仏ICTシンポジウムに総務副大臣が出席、EU英独仏との定期協議開催 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| アジア・ブロードバンド計画の推進状況 | 10カ国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進 | 20年度 | 累計12カ国（ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現 | 22年度 | 587人 ・アジア太平洋・中東地域を対象にセミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項（抜粋）</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002 | 平成14年6月25日 | 第2部. 2. (6) グローバル戦略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | e-Japan戦略Ⅱ | 平成15年7月2日 | Ⅲ. 5. ITを軸とした新たな国際関係の展開 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | e-Japan重点計画-2004 | 平成16年6月15日 | Ⅱ. [2] 1. 国際政策 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 重点計画-2006 | 平成18年7月26日 | 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | IT新改革戦略 政策パッケージ | 平成19年4月5日 | 3. (1) イ(ウ) ICT産業の国際競争力強化等 | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：郵政行政局総務課 他7課室

| | | | |
|---------------------------------|--|------------------------------|--|
| <p>施策名</p> | <p>郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展</p> | | <p>政策体系上の位置付け 5 郵政事業改革の推進 政策19</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、経営状況等の報告等、必要な措置を命じた。 また、郵政事業の制度の企画立案に必要な調査研究及び日本郵政公社に対する業績評価を実施する等して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。 なお、平成19年10月の郵政民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する実施計画が提出された。</p> | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の観点) 日本郵政公社の監督の状況については、日本郵政公社の業績評価、経営改善命令、報告徴求等、必要な措置を講じ、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。 郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、諸外国の現状及び将来動向等を把握・分析し、客観的かつ確かな政策判断ができるよう、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施し、その所期の成果を達成した。 また、郵便局配置空白市町村数については、平成18年度末、全国1,804市町村すべてに郵便局は配置されており(郵便局配置空白市町村数0)、これらの郵便局ネットワークを通じて、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険等のサービスが全国あまねく公平に提供されており、目標は達成されている。 以上のことから、本政策は、必要かつ有効であり、今後においても、引き続き、実施していく必要がある。</p> <p>(評価結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後においても、引き続き、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保する必要がある。 予算要求：郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。 制度：郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。 実施体制・事務のやり方等：日本郵政公社の業績評価の結果の公表を行う。 平成19年10月からの郵政民営化を円滑かつ確実に実施する必要がある。 予算要求：郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、必要な予算措置を行う。 制度：郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、適時適切に必要な制度改正を行う。 実施体制・事務のやり方等：郵政民営化を円滑かつ確実に実施するため、必要な見直しを行う。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>日本郵政公社の監督及び郵政事業に係る制度の企画立案等により、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保することによって、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目指す。</p> <p>ア 日本郵政公社の監督の状況 日本郵政公社の業績評価、経営改善命令、報告徴求等、必要な措置を講じた。</p> <p>イ 郵政事業に係る制度の企画立案の状況 郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施する等して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>ウ 郵便局配置空白市町村数 指標 0市町村、18年度末 0市町村</p> <p>エ 中期経営目標の目標値達成状況(参考となる指標) 中期経営目標の達成状況を評価すべき時期は、日本郵政公社の中期経営目標期間終了後の平成19年度であるが、各年度において年度の業績評価を行っており、平成17年度の業績評価については、「中期経営目標の達成に向け順調に進ちよくしている」(4項目)、「中期経営目標の達成に向けおおむね順調に進ちよくしている」(9項目)、「中期経営目標の達成に向け取組が遅れている(取組の強化が必要である)」(6項目)との評価を行い、郵政行政審議会への諮問・答申を経て、日本郵政公社に結果を通知した。 なお、第1期中期経営目標の達成状況の評価及び平成18年度の業績評価については、今後、郵政行政審議会に諮問を行うこととしている。</p> <p>オ 郵政民営化の実施に向けた取組の状況(参考となる指標) 関係の政省令を制定したほか、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画が平成19年4月27日に日本郵政株式会社から提出された。</p> | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p> | <p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> <p>政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、特別会計について、その数を半分近くまで大胆に減らすとともに、郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。</p> |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：郵政行政局郵便企画課国際企画室

| | | | |
|--------------------------|--|-----|----------|
| 施策名 | 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上 | | |
| | 政策体系上の位置付け 5 郵政事業改革の推進 政策20 | | |
| 施策の概要 | <p>ア 国際郵便関係機関等の会議への出席 我が国の国際郵便の政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させるため、UPUやAPPU（アジア＝太平洋郵便連合）等の各種国際会議に出席し、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論に積極的に参画し、我が方の考えを表明するとともに、議場外においても根回し・働きかけを精力的に行い、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させる。</p> <p>イ UPU国際事務局への人的貢献 国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への人的貢献を図るため、UPU国際事務局へ職員を派遣する。</p> <p>ウ UPUへの財政的貢献 国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への財政的な貢献をするため、UPUの分担金として、最高分担等級である50単位等級を提出する。</p> | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】 平成18年度においては、我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させ、もって我が国利用者の利便の向上を図るため、UPUやAPPU等の国際会議に合計7回出席した。関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、我が国の考えを表明するとともに、議場外においても根回し・働きかけを精力的に行い、これら課題等の解決・採択（我が国提案の施行規則改正2案はいずれも採択）に貢献した。 なお、我が国提案の施行規則改正2案は、以下のとおり。 ・書留等の記録扱いの通常郵便物の再調査請求に関して、宛先側の郵政庁が調査結果の証明として受領証写しを差出し側の国の郵政庁及び調査請求人に提供することとする旨を規定する改正提案。 ・小包郵便物に関する調査請求に関しても、上記通常郵便物と同様の取扱いを行うこととする改正提案。 また、参考となる指標の状況は以下のとおりであり、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図れている。 ア UPU活動への人的貢献 国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への人的支援を行うため、従来からUPU国際事務局に派遣してきた職員1名が平成18年度において任期満了となったが、その後任の職員を我が国より即座に派遣した。 また、我が国はUPUのCA（管理理事会）及びPOC（郵便業務理事会）の理事国（いずれも40カ国が選挙により選出）として選出されており、毎年定期的に開催される理事会に参画し、各種案件の処理に貢献することにより理事国としての役割を果たしている。 イ UPU活動への財政的貢献 国際郵便に関する関係国際機関、関係国間への財政的な貢献をするため、平成18年度において、UPUへ173百万円の分担金（最大等級である50単位。50単位を負担しているのは加盟191カ国中、日本を含め5カ国のみ。）を提出した。</p> <p>今後も引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。 予算要求：平成20年度に開催予定のUPU大会議（UPUの最高意志決定機関。4年に1回開催。）は、向こう4年間の連合の方向性の決定、条約等の改正を行うものであり、我が国の制度や業務運行に大きな影響を与える会議であることから、これに適切に対応していくため、所要の予算の確保を図る。 制度：必要に応じて適時適切な改正を行う。 実施体制・事務のやり方等：必要に応じて適時適切な改正を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 国際郵便サービスの円滑な実施を図るため、積極的に国際郵便関係機関等の国際会議に参画し、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進するとともに、UPU（万国郵便連合）活動への人的貢献、UPU活動への財政的貢献等により、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させ、もって、我が国利用者の利便の向上を図る。 （参考となる指標） ・UPU活動への人的貢献 ・UPU活動への財政的貢献</p> | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：郵政行政局信書便事業課

| <p>施策名</p> | <p>信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化</p> | <p>政策体系上の位置付け 5 郵政事業改革の推進 政策21</p> | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---|---|------|--|------|------|------|------------------|----------|------|-----|-----|-----|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>①信書便分野の振興 民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「信書便法」という。）に基づき、民間事業者の信書便事業への参入促進及び利用者の認知度の向上を図るため、信書便事業説明会等の周知・広報活動を実施する。 ②郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等についての研究等 競争の促進によるサービスの一層の多様化、国民への利益還元を実現するための制度を幅広く検討するため、研究会の開催等を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 信書便法に基づく適正な業務運営の下、信書を送達する事業について、民間事業者の参入促進による利用者の選択の機会の拡大を図るため、信書便事業の周知・広報活動等を実施した結果、参入事業者は確実に増加していると認められる。一方、信書便制度の在り方に関する検討については、施策の効果は平成19年度に発現する予定であることから、平成20年度に作成する政策評価書において検証を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達について民間事業者の参入が可能となっているところであるが、国民の基礎的通信手段の一つであり、国民生活に直結した分野であることから、引き続き、民間参入の促進を通じた利用者の選択の機会の拡大を図る施策を実施する必要がある。</p> <p>(有効性) 信書便事業の周知・広報活動に関する施策について、参入事業者数が平成17年度末の159社から平成18年度末では213社と確実に増加しており、また、いずれの役務内容についても事業者数が増加していること等から、これまでの取組が有効に機能してきたものと評価できる。</p> <p>(効率性) 信書便事業の周知・広報活動に関する施策について、業務の効率化の観点から可能な限り事業者向け及び利用者向けの信書便事業説明会を同日に同一の場所で開催した。</p> <p>(反映の方向性) ・信書便制度の一層の周知等を図るための経費について必要な予算枠を確保 ・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の中間とりまとめ等を踏まえ、制度改正すべき事項について検討 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="470 1433 1380 1590"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>主な指標</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>基本目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者利便の向上</td> <td>事業者数</td> <td>111</td> <td>159</td> <td>213</td> <td>・「事業者数」は利用者利便の向上の達成状況を図る客観的な指標 ・他方、事業への参入は最終的に各事業者の判断に委ねられるべきものであるため、あらかじめ目標数は設定しない</td> </tr> </tbody> </table> | | | 基本目標 | 主な指標 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | 利用者利便の向上 | 事業者数 | 111 | 159 | 213 | ・「事業者数」は利用者利便の向上の達成状況を図る客観的な指標 ・他方、事業への参入は最終的に各事業者の判断に委ねられるべきものであるため、あらかじめ目標数は設定しない |
| 基本目標 | 主な指標 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 基本目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| 利用者利便の向上 | 事業者数 | 111 | 159 | 213 | ・「事業者数」は利用者利便の向上の達成状況を図る客観的な指標 ・他方、事業への参入は最終的に各事業者の判断に委ねられるべきものであるため、あらかじめ目標数は設定しない | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等 第166回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明</p> | <p>年月日 (衆議院)平成19年2月16日 (参議院)平成19年3月8日</p> | <p>記載事項(抜粋) また、信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。</p> | | | | | | | | | | | | |

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：消防庁予防課・防災課 外 8課室

| | | |
|--|---|--|
| <p>施策名</p> | <p>火災・災害等による被害の軽減</p> | <p>政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策22</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の消防法令違反の是正指導、放火火災防止対策の推進、危険物施設等の火災・漏えい事故の総合的な防止対策を推進することなどにより、火災予防対策の強化に努めた。また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震化等の推進を行い、国と地域の防災力の強化を図ることにより、火災・災害等による被害の軽減に努めた。</p> | |
| <p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>○住宅防火対策の推進 住宅火災による死者数は近年増加傾向にあり、住宅防火対策の一層の推進が必要である。 平成17年は記録のある昭和54年以降最多の1,220人（放火自殺者等を除く。）であったが、平成18年は1,187人（概数）と減少している。平成18年度で全国において90件の住宅用火災警報器の奏功事例が各消防機関から報告されていることなどから、住宅用火災警報器の設置の促進など住宅防火対策の取組みの有効性が認められる。 しかし、住宅火災による死者数は依然として高水準となっており、死者の半数以上は65歳以上の高齢者であること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることから、今後も高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器等の早期の普及を促進するとともに、着火抑制の機能を持つ防災品の普及を推進していくことが重要である。</p> <p>○放火火災防止対策の推進 出火原因については、放火火災件数（放火の疑いによるものを含む。）が10年連続して1位であることから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。 放火火災件数は、平成18年中は11,258件（概数）となり、改善傾向が見られる。これは、平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づき、チェックリストを活用した自己評価による取組みを全国の消防機関において推進し、放火火災防止対策を実施したことに伴う効果と考えられ、有効性が認められる。 しかし、放火火災件数は、依然として高水準（全出火件数の5分の1以上）にあることから、今後も同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進していくとともに、各地域で実践されている有効な放火火災防止の取組み事例について、情報の共有化を図っていくことが重要である。また、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の効果を検証していくなど、引き続き放火火災防止対策を推進することが重要である。</p> <p>○緊急消防援助隊の充実強化 緊急消防援助隊の充実強化については、東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、大規模災害への対応力を一層強化する必要があることから、消火部隊等を増強するなどして、平成20年度における緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模とすることとしており、この目標に向け増強整備を促進した結果、平成19年4月1日現在3,751隊（約44,000人規模）が登録されている。 今後は目標を達成するため、義務的国庫補助金である緊急消防援助隊設備整備費補助金を確保し、施設・資機材等の整備を推進するとともに、先端科学による消火・救急救助技術の開発の促進及び緊急消防援助隊の指揮及び連携活動能力の向上を図ることが重要である。</p> <p>○消防団員の確保 地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠である。 消防団員を確保するために、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進を図ったが、平成18年4月1日現在で消防団員数は、900,007人となっている。これは、新任団員を上回る団員が退職したことによるものであり、新任団員確保の取組が一定の成果を上げて、対前年度比の団員の減少人数は縮小しているものの退職団員数をカバーするには至っていない状況である。 消防団の充実強化のために、将来的な目標数値（団員数100万人、うち女性団員数10万人）に向けて、資機材等の整備や団員の処遇等の改善を図るとともに、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施等を進め、新規消防団員確保のための運動を全国的に展開していくことが重要である。また、消防団協力事業所表示制度や消防団員確保アドバイザー派遣制度等を活用した消防団員確保のための取組みを推進し、一層の消防力の充実強化を図ることが重要である。</p> <p>○防災拠点となる公共施設等の耐震化 災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震化が急務である。 平成16年度からの4年間で5,150棟の耐震化を予定していたが、平成17年度末までの2年間の耐震改修済み棟数は4,468棟であり、目標の80%以上を達成している。また、平成15年度の調査では、平成19年度末の耐震率を54.1%と見込んでいたが、平成17年度の調査における同年度末の耐震率は56.4%であり、前倒して見込みを達成していることから、耐震化の促進を図るための取組みに有効性が認められる。 しかし、依然として耐震率は6割に満たないことから、引き続き都道府県における耐震化緊急実施計画を推進していくことが重要である。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。

【住宅火災による死者数】(人)

| | H16年 | H17年 | H18年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 死者数 | 1,038 | 1,220 | 1,187 |

(目標:住宅火災による死者数の減少(対前年比))

【緊急消防援助隊の隊数】(隊数)

| | H17.4 | H18.4 | H19.4 |
|----|-------|-------|-------|
| 隊数 | 2,963 | 3,397 | 3,751 |

(目標:概ね4,000隊(20年度))

【放火火災件数】(件)

| | H16年 | H17年 | H18年 |
|--------|--------|--------|--------|
| 放火火災件数 | 14,006 | 12,264 | 11,258 |

(目標:放火火災件数の減少(対前年比))

【消防団員数】(人)

| | H16.4 | H17.4 | H18.4 |
|-----|---------|---------|---------|
| 団員数 | 919,105 | 908,043 | 900,007 |

(目標:消防団員数の増加(対前年度比))

【耐震化の予定数と実績】(棟数)

| | 予定(4年) | 実績(2年) | 執行率 |
|--------|--------|--------|-------|
| 耐震改修済み | 5,150 | 4,468 | 86.8% |

(目標:緊急性の高い5,150棟)

【耐震率(参考)】

| | H15調査 | H17調査 |
|----------|-------|-------|
| 耐震率 | 51.3% | 56.4% |
| 見込み(4年後) | 54.1% | 59.8% |

※ 予定:H16年度～H19年度の4年間に耐震改修を予定していた棟数。(H15調査)

※ 実績:H16年度～H17年度の2年間に耐震改修を行った棟数。(H17調査)

施策に関する
評価結果の
概要と達成す
べき目標等

関係する施
政方針演説
等内閣の重
要政策(主な
もの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第166回国会における安倍内閣
総理大臣施政方針演説

平成19年1月26日

国民生活の基盤となる安心・安全の確保(中略)は、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。

経済財政運営と構造改革に関
する基本方針2006(閣議決
定)

平成18年7月7日

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。(中略)
国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。
このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。
・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。(一部略)
・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。(一部略)

経済財政運営と構造改革に関
する基本方針2005(閣議決
定)

平成17年6月21日

国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。
(国民の安全・安心の確保)
大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。(一部略)

平成19年度予算編成の基本方
針(閣議決定)

平成18年12月1日

国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。
災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。(一部略)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：消防庁国民保護室 外2室

| 施策名 | 国民保護体制の整備 | 政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策23 |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>地方公共団体の有事における対応力の向上のため、国及び地方公共団体による共同訓練を実施したほか、適時・適切な判断・行動ができるように、各種の危機管理事象を想定した訓練の実施を促し、地方公共団体の危機管理能力の強化を図った。</p> <p>また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素であることから、消防庁では、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を進めたほか、国民保護法に定められた安否情報の収集・回答事務に係るシステムの開発を行った。</p> <p>さらに、平成18年度を目途として、市町村において国民保護計画を作成することとされていたため、消防庁では、市町村国民保護モデル計画を作成し、平成18年1月に各地方公共団体に通知したほか、各種説明会へ講師を派遣する等、都道府県と連携して、市町村における国民保護計画作成への支援を行った。</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>今日の国際社会においては、米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在等が重大な脅威となっており、我が国においても、平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル発射等の事案が相次いで発生したことを受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。</p> <p>このような諸情勢を背景に、平成16年9月から「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が施行されたことを受け、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達等の多くを実施する責務を有することとなることから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進していく必要がある。</p> <p>国民保護訓練の実施について、平成18年度は、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画が作成されたことなどから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に35件が実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したものや、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われている。</p> <p>武力攻撃事態等に備えた情報伝達システムについては、同報系の市町村防災行政無線の整備率が、平成19年3月31日現在、75.2%（速報値）となり着実に増加しているほか、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）について、平成18年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成19年2月9日から、津波警報等の一部の情報について送信を開始するとともに、10都道府県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。</p> <p>市町村における国民保護計画の作成に当たり、消防庁では、技術的な助言として「市町村国民保護モデル計画」を作成・提示するとともに、市町村向け説明会への講師の派遣や、都道府県に対して市町村の計画の作成推進について要請を行うこと等を通じて、市町村における国民保護計画作成への支援を積極的に行ってきた。その結果、平成19年4月1日現在、全市町村の93%以上に当たる1,707団体において既に市町村国民保護計画が作成済みとなっている。</p> <p>国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。</p> <p>また、有事の際、住民に危機を伝える同報系の市町村防災行政無線が、住民の生命を守る上で極めて有効であることから、引き続きその整備を推進することが重要である。今後は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）をはじめとした災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図る上で、地方公共団体における機器整備などのハード面の整備にあわせて、防災行政無線からの情報が伝達されたときに、どのような行動を取るべきか等を踏まえた住民への広報・啓発や訓練の実施等の取組みを進めていくことが重要である。</p> | |

| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------------|--|-------|--------------------|---|----|------------------|---|----|----|----|----|--|--|--|-----|-----|-----|-----|------|------|
| | <p>【国民保護訓練の実施状況】(回数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同訓練 (国と地方公共団体)</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>単独訓練 (地方公共団体)</td> <td>7</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>12</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標: 訓練の実施率の向上(対前年度比))</p> | 種別 | H17年度 | H18年度 | 共同訓練 (国と地方公共団体) | 5 | 11 | 単独訓練 (地方公共団体) | 7 | 24 | 総計 | 12 | 35 | <p>【市町村防災行政無線(同報系)の整備率】(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備率</td> <td>70.1</td> <td>74.6</td> <td>75.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標: 整備率75%(20年度末)) ※ 各年3月31日現在。H19年は速報値。</p> | | | H17 | H18 | H19 | 整備率 | 70.1 | 74.6 |
| 種別 | H17年度 | H18年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同訓練 (国と地方公共団体) | 5 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単独訓練 (地方公共団体) | 7 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 12 | 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H17 | H18 | H19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備率 | 70.1 | 74.6 | 75.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 平成18年1月20日 | テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 平成17年1月21日 | 昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(閣議決定) | 平成17年6月21日 | 【第3章 2. 国民の安全・安心の確保 別表1(1)】 テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国民の保護に関する基本指針(閣議決定) | 平成17年3月15日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：消防庁救急企画室 外1室

| 施策名 | 救命率の向上 | 政策体系上の位置付け |
|------------------------|--|-----------------------|
| | | 6 国民の安心・安全の確保 政策24 |
| 施策の概要 | <p>消防庁では、より質の高い救急業務を実施し、救命率の向上を図るため、救急需要対策や、救急業務の高度化などに取り組んでいる。</p> <p>救急需要対策については、救急需要が急増する中で、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう、検討会を設けて総合的な対策についての検討を重ねている。</p> <p>救急業務の高度化については、救急救命処置の状況により、救命率が大きく異なることから、傷病者に対してより高度な救急救命処置を実施することを可能とするため、救急救命士の養成・配置、高規格の救急自動車等の整備を推進することにより、救命率の向上を図った。</p> <p>また、搬送に至るまでの処置状況により、救命率も異なることから、救急隊が現場に到着するまでの間に、バイスタンダーにより傷病者に対して応急手当が実施されるように、住民に対して、国際的な心肺蘇生法のガイドラインに基づく応急手当の普及啓発活動を推進し、救命率の向上に努めた。</p> | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>○救急需要対策への取組 今後の高齢化の進展等を踏まえると、救急出場件数はさらに大幅な増加が見込まれる一方で、救急隊数は微増にとどまり、需給ギャップの拡大から、救急自動車の平均現場到着所要時間は遅延する傾向にある。速やかな搬送が救命率の向上に資することから、救急需要対策について検討し、搬送体制の確保を図る必要がある。 救急隊は平成18年4月1日現在で前年比28隊増の4,779隊となり、消防防災ヘリコプターの救急出動件数は平成17年中で2,492件（前年比136件増）と増加傾向にあるなど、搬送体制の充実に向けた取組みが成果を上げており、有効性が認められるが、今後も引き続き救急隊の確保、消防防災ヘリコプターの整備を推進するとともに、増加し続けることが予想される救急需要への対応を検討する必要がある。</p> <p>○高度な救急救命処置の実施 高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、救急救命士の養成・確保を図るほか、救急救命士の処置範囲の拡大とあわせて、消防機関と医療機関との連携によって、救急救命処置等の適切な実施に必要な医師による常時指示体制等のメディカルコントロール体制の充実を進めていく必要がある。 平成18年4月1日現在で、救急救命士の救急隊配備率は82.4%（対前年比4.2ポイント増）となっている。また、救急救命士を含む救急隊員の処置による救命率も平成17年度には7.6%となるなど毎年向上しており、救急救命士制度の導入効果が認められ、高度な救急救命処置の実施のための取組みが有効であることが把握できる。 また、メディカルコントロール協議会は既に全ての都道府県に設置され、メディカルコントロール体制の充実に向けた取組みの有効性が認められるが、活動の実態がほとんど見られない協議会があるなど、取組みの効率性に改善の余地がある。 今後は気管挿管等の実施可能な救急救命士のさらなる養成のための講習や地域バランスを考慮した救急救命士等の養成・確保、メディカルコントロール協議会の質の全国的な底上げなどを推進していく必要がある。</p> <p>○現場における住民による応急手当の実施 平成17年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は6.5分であるのに対し、心肺停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合には心肺停止後3分で50%が死亡するといわれていることから、救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上に大きく寄与するものと考えられる。 平成17年には1,216千人が救命講習を受講し、平成17年の心肺停止傷病者への応急手当の実施率は33.6%（前年比0.1ポイント増）となるなど、その取組みが有効であることが認められる。 今後は、自動体外式除細動器（AED）の内容を含めた救命講習会等の開催を推進していく必要がある。</p> <p>○救命効果の検証・分析の高度化 救急救命士の処置範囲の拡大や、応急手当の普及啓発の進展等を踏まえ、平成17年より導入したウツタイン様式による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行うことにより、救命率の向上に寄与するより効率的で効果的な政策を実施していく必要がある。</p> | |

| <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>救急需要対策、高度な救急救命処置の実施、現場における住民による応急手当の充実等の施策を展開し、救急業務の充実・高度化を図ることにより、救命率を向上させることを目標とする。</p> <p>【救急隊数の推移】(隊数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16.4</th> <th>H17.4</th> <th>H18.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急隊数</td> <td>4,711</td> <td>4,751</td> <td>4,779</td> </tr> </tbody> </table> <p>【救急救命士制度の導入による救命率の推移】(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命率</td> <td>6.2</td> <td>6.7</td> <td>7.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標:救命率の向上(対前年度比))</p> <p>【消防防災ヘリコプターの救急出動件数】(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動件数</td> <td>2,087</td> <td>2,356</td> <td>2,492</td> </tr> </tbody> </table> <p>【住民による応急手当実施率】(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年</th> <th>H16年</th> <th>H17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施率</td> <td>30.8</td> <td>33.5</td> <td>33.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 心肺停止傷病者に対し、現場において住民により実施されたもの。</p> <p>【救急隊への配備率】(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16.4</th> <th>H17.4</th> <th>H18.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急救命士</td> <td>73.0</td> <td>78.2</td> <td>82.4</td> </tr> <tr> <td>高規格救急自動車</td> <td>64.5</td> <td>68.4</td> <td>71.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標:(平成20年度まで))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置、 ・全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配置) | | H16.4 | H17.4 | H18.4 | 救急隊数 | 4,711 | 4,751 | 4,779 | | H15年 | H16年 | H17年 | 救命率 | 6.2 | 6.7 | 7.6 | | H15年 | H16年 | H17年 | 出動件数 | 2,087 | 2,356 | 2,492 | | H15年 | H16年 | H17年 | 実施率 | 30.8 | 33.5 | 33.6 | | H16.4 | H17.4 | H18.4 | 救急救命士 | 73.0 | 78.2 | 82.4 | 高規格救急自動車 | 64.5 | 68.4 | 71.9 | <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> | | |
|---|---|--|---|-------|------|-------|-------|-------|--|------|------|------|-----|-----|-----|-----|--|------|------|------|------|-------|-------|-------|--|------|------|------|-----|------|------|------|--|-------|-------|-------|-------|------|------|------|----------|------|------|------|-----------------------------------|--|--|
| | | H16.4 | H17.4 | H18.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 救急隊数 | 4,711 | 4,751 | 4,779 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H15年 | H16年 | H17年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救命率 | 6.2 | 6.7 | 7.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15年 | H16年 | H17年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出動件数 | 2,087 | 2,356 | 2,492 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H15年 | H16年 | H17年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施率 | 30.8 | 33.5 | 33.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H16.4 | H17.4 | H18.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救急救命士 | 73.0 | 78.2 | 82.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高規格救急自動車 | 64.5 | 68.4 | 71.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項 (抜粋)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)</p> | <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (閣議決定)</p> <p>平成18年7月7日</p> | <p>救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申 (規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>平成16年12月24日</p> | <p>救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設けるべきであり、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進すべきである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：統計局総務課、政策統括官室

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| <p>施策名</p> | <p>社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供</p> | <p>政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策25</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>ア 統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整 イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保 ウ 統計データの利用の促進 エ 統計に関する国際協力の推進 オ 国勢の基本に関する統計の作成 カ 統計情報の的確な提供</p> | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 各行政機関がそれぞれ統計調査を実施する分散型の統計機構において総務省は、統計に関する政府横断的な調整を行う機関として、統計制度の企画・立案、統計調査の計画の事前の審査・調整等を実施し、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を図っている。また、府省横断的な統計調査を実施する機関として、国勢の基本に関する統計の作成・提供を行っている。 これらは、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 「社会の情報基盤」としての公的統計の体系的かつ効率的な整備、その有用性の確保を図るため、統計法を全面的に改正する法案を平成19年通常国会に提出（同年5月に成立）したほか、統計調査に関する審査・調整も着実に実施されているなど、統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整の成果が上がっている。また、統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保、統計データの利用促進、統計に関する国際協力の推進に関する取組も順調・着実に進んでいる。 国勢の基本に関する統計の作成については、社会経済情勢と行政需要を踏まえた集計事項の充実、結果公表の早期化等を図っており、着実に実施されているものと判断される。なお、今後とも、統計需要や調査環境の変化に対応するため、統計制度改革の方向性を踏まえ、有識者による検討会等において引き続き調査方法の改善等幅広く検討を進める必要がある。また、統計情報の的確な提供についても、提供する統計情報を継続的に充実させるとともに、目標値を概ね上回るアクセスを受けており、的確な情報提供を行っている。 以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で有効。</p> <p>(効率性) 統計調査の効率的実施に資するための民間委託の推進に係る取組の成果が上がっているが、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進するため、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定等に向けた取組の継続が必要。 また、家計調査について、パソコンを活用した審査方法の見直し等により結果の公表の早期化を行ったほか、政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイトは毎年度経費を節減しつつアクセス件数15%以上増加という着実な伸びをみせているなど、国勢の基本に関する統計調査の実施・提供を効率的に行っている。 なお、統計調査に関する審査・調整、統計調査の実施体制の確保等のための取組を、総務省において政府横断的に一元的に行うことは、統計の体系的整備等を図る上で効率的である。 以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で効率的である。</p> <p>(反映の方向性) 新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。</p> | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(基本目標)

社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

(主な指標の状況)

| 主な指標 | | 目標値 | 目標年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|--------------------------|-----------------------|---------------------------------|------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 各種研修受講者の満足度 | 地方業務研修(中央研修) | 100% | 18年度 | 98.5% (98.5%) | 91.8% (98.2%) | 89.4% (98.3%) |
| | 登録調査員中央研修 | 80% | | 74.8% (90.5%) | 66.4% (89.5%) | 86.2% (97.2%) |
| | 登録調査員地域ブロック別研修 | 80% | | 73.7% (99.4%) | 72.9% (100%) | 88.9% (100%) |
| ※ () は無回答だった者を除いて算出した割合 | | | | | | |
| 統計調査結果の提供状況 | ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 | ファイル数: 約130万件 アクセス件数: 約270万件 | 18年度 | 約99万3000件 約304万4000件 | 約99万6000件 約370万5000件 | 約101万8000件 約321万8000件 |
| | 統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 | アクセス件数: 約90万件 | 18年度 | 約64万3000件 | 約77万3000件 | 約90万5000件 |
| | | | | | | |

○統計調査の審査による主な改善事例

・作物統計調査において、実地調査の廃止・標本調査の導入に伴う調査票の簡素化及び調査事項の縮減を承認。
・観光立国の推進に向けた観光政策の基礎資料とすることを目的とした「宿泊旅行統計調査」を承認し、観光統計体系の整備を推進。

○統計調査等を11件実施(平成18年度目標: 11件実施)したほか、統計調査の民間開放など統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善に資するための各種取組を実施している。

| | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------------------|-------------------------|-----------------|--|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 | 平成18年7月7日閣議決定 | (サービス統計の拡充) サービス統計の抜本的拡充を図る。 (統計制度改革) 統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出する。 |
| | 規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定) | 平成18年3月31日閣議決定 | ○総務省は、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 ○指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。 |
| | 公共サービス改革基本方針(改定) | 平成18年12月22日閣議決定 | ○科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 ○総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。 |

平成19年度実績評価書要旨

実績評価書 p204

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課

| | | | | |
|---|---|------------------------|--|------------------------|
| 施策名 | 受給者の生活を支える恩給行政の推進 | | 政策体系上の位置付け | |
| | | | 6 国民の安全・安心の確保 政策26 | |
| 施策の概要 | 社会経済情勢を踏まえた恩給年額の適正な改定を行うとともに、支給手続の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の迅速な処理等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。 | | | |
| 施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等 | 【評価結果の概要】 | | | |
| | <p>(必要性)</p> <p>恩給制度は国家補償の性格を有する制度であることを踏まえて、毎年度の支給額について適正な改定を行う必要がある。</p> <p>恩給受給者の高齢化が進んでいること等を踏まえ、支給事務手続の簡素、合理化に努めるとともに、迅速な請求処理等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> | | | |
| | <p>(有効性)</p> <p>平成18年に行った恩給法の改正（平成19年法律第13号）による恩給改定は、恩給制度及び受給者の生活の安定を確保し、納税者である国民の理解を得る上でも最善の措置と考えられ、有効性が認められる。</p> <p>行政サービスの向上、業務処理の迅速化・効率化等を図るため、平成22年度を移行目標年度として今後実施する取組を総合的、計画的にまとめた「恩給業務の業務・システム最適化計画」（平成17年6月29日決定）等に基づき、これまで隔年としていた恩給受給権調査（誕生月調査）を廃止し、受給者の調査応答負担を軽減するなど、行政サービスの向上等が着実に図られており、有効性が認められる。</p> | | | |
| | <p>(効率性)</p> <p>システムの最適化に係る外部設計及び恩給相談電話システムの変更に当たっては、競争入札により外部委託を行うなど最小限のコストでサービス向上を図ったことなどから、効率性が認められる。</p> | | | |
| <p>(その他)</p> <p>平成18年度に行われた恩給法の改正において、受給者の要望に応え、将来にわたり安定的かつ適正な改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたことにより、今後の取組の必要性がなくなったため、「恩給年額の適正な改定」という施策は役割を終えた。</p> | | | | |
| <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて現行制度の改正について検討 ・事務処理の見直しを検討 | | | | |
| 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 | | | | |
| <p>(基本目標)</p> <p>恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上（受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理）を図る。</p> <p>(参考となる指標の設定根拠・考え方)</p> <p>本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっでの達成状況の把握に努める。</p> | | | | |
| 参考となる指標 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 毎年度の受給者数 | | 128万人 | 121万人 | 114万人 |
| 毎年度の恩給年額 | | 平均87万円 | 平均86万円 | 平均85万円 |
| 受給者等の支給手続き上の負担軽減度 | | 2手続の廃止を措置 | 1手続の廃止を措置 | 1手続の廃止を措置 |
| 年度末における請求未処理案件比率 (年度末における残件数 /月間平均処理件数) | | 0.9月分 (2,467/2,800) | 0.6月分 (1,593/2,592) | 0.6月分 (1,364/2,200) |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | |
| | 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定) | 平成18年3月31日 閣議決定 | <p>Ⅲ 措置事項</p> <p>7 金融関係 オ その他 ⑩ 恩給の支払(総務省)</p> <p>【措置内容】</p> <p>恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。</p> <p>【実施予定時期】</p> <p>平成19年10月以降に実施。</p> | |